

別紙 1

仕様書（案）一式

区立板橋第五中学校改築に係る基本構想・基本計画策定支援業務委託仕様書（案）

設計業務委託仕様書（案）

基本設計業務委託特記仕様書（案）

実施設計業務委託特記仕様書（案）

敷地測量委託仕様書（案）

敷地測量委託特記仕様書（案）

地盤調査委託仕様書（案）

地盤調査委託特記仕様書（案）

アスベスト調査委託特記仕様書（案）

区立板橋第五中学校改築に係る 基本構想・基本計画策定支援業務委託仕様書（案）

1 件 名

区立板橋第五中学校改築に係る基本構想・基本計画策定支援業務委託

2 業務目的

本業務は、板橋第五中学校を取り巻く現状および学校関係者・地域から期待される内容等を踏まえ、将来の新しい学校像を提示するとともに、板橋第五中学校に近接する「板橋区史跡公園（仮称）」及び「産業ミュージアム（仮称）」との連携を重要なテーマのひとつとして位置付け、地域資源との相乗効果を図りながら、板橋第五中学校の改築に係る基本構想・基本計画（以下「基本構想・基本計画」という。）を作成することを目的とする。

基本構想・基本計画作成においては、学校関係者や地域の意見を聴き、学識経験者の見解等を踏まえ、調査・分析・検討しながら、学校関係者とのワークショップ等をおして、新しい板橋第五中学校の施設（規模・構成）及び設備に関すること、基本計画の諸要件について整理するものとする。また、改築事業中の安全な学校運営を可能とする事業計画の整理を行う。

あわせて、学校関係者・地域説明会等への対応を区と協議しながら支援し、基本構想・基本計画作成にむけて、アンケート等の住民意向調査・集計報告等を適宜実施する。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

板橋区教育委員会事務局新しい学校づくり課
〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号
電話 03-3579-2632 FAX 03-3579-4214

5 業務内容

(1) 基本構想・基本計画作成に係る調査、資料収集、分析

板橋第五中学校について、基本構想・基本計画作成に必要な施設調査、周辺環境調査等を行う。

また基本計画案を考慮した敷地測量及び地盤調査の仕様書作成支援を行う。

(2) 基本構想・基本計画の素案作成

調査、資料収集、分析から課題を整理、検討し、庁内検討方針「MIRAI SCHOOL いたばし -学校施設づくり2035-」、「板橋区立学校施設標準設計指針」等を踏まえ、基本構想・基本計画の素案を作成する。

この際、近接する「板橋区史跡公園（仮称）」及び「（仮称）産業ミュージ

ム」の計画と連携することを原則とする。

〈基本構想・基本計画にて整理すべき主な内容〉

○現況分析と課題の抽出

※施設調査、周辺環境調査等のデータにおいては、必要な実態確認等を各関係機関へ照会した上で、データを整理する。

○各種法令・条例・要綱等に基づく設計条件の整理

○事業を進めていく上での指針となる計画目標

○必要諸室及び規模の検討

○建物配置や整備手法の方向性

※検討する際には以下の事項も踏まえる。

- ・改築事業中の学校運営への対応
- ・校舎改築を段階的に行う際には、教育環境、安全面への配慮
- ・仮使用認定や仮設許可など必要な手続きとそのスケジュール

○「板橋区史跡公園（仮称）」及び「産業ミュージアム（仮称）」との連携手法

(3) 改築検討会・ヒアリング等運営支援

検討会等の進行に必要な次第・資料、議事録等を作成するなど、運営に必要な支援を行う。

- ・学校関係者・地域関係者を対象とした検討会 5回程度
- ・ワークショップ及びヒアリング 各3回程度
- ・学識経験者との打合せ 4回程度
- ・庁内調整会議 3回程度

(4) 「板橋区史跡公園（仮称）」及び「産業ミュージアム（仮称）」の計画と連携支援

打合せ等の進行に必要な次第・資料、議事録等を作成するなど、運営に必要な支援を行う。また、必要な検討を行うこと。

- ・生涯学習課及び産業振興課の委託事業者と打合せ
- ・管理運営面での安全性・防犯性への配慮と維持管理コストの低減の検討
- ・効果的かつ合理的な機能の設定および配置の検討

(5) 保護者説明会・住民説明会等への対応支援

保護者及び住民説明会での説明に必要な資料、議事録等の作成など、運営に必要な支援を行う。

なお、区民に公表する資料等は図表、イラスト、イメージ予想図などにより、わかりやすさに配慮すること。

- ・保護者及び住民説明会の開催 2回程度（平日・休日各1回以上）
- ・説明会開催のお知らせの作成・印刷（約1500部程度）及びポスティングは中高層建築物紛争予防条例範囲の隣接住民とすること。

- ・HP掲載の説明動画作成（説明会不参加者への対応）
- ・本業務進捗等について周知のための広報資料（基本構想・基本計画の概要版、HP掲載資料を含む）の作成補助
- ・「改築だより」の作成・印刷（約1,500部程度）年4回発行及びポスティングは中高層建築物紛争予防条例範囲の隣接住民を参考にすること。

（6）その他業務内容

- 概算事業費算出（石綿調査・地盤調査等の各種調査・設計・工事費等）
- スタディ模型の作成
- 事業スケジュールの検討（検討する際に必要となる関連協議先との事前協議期間なども記載）
- 仮設校舎が必要となる場合、仮設校舎の基本計画
- アンケート等の学校関係者・地域意向調査実施、集計報告
- 計画に伴う各会議・打合せ（外部・内部共）用の資料作成支援

（7）成果品の納品

成果品については、「6 成果品」のとおり。

受託者は、区の定めた期日までに、区に事前承諾を済ませた上で、成果品の納品を遅滞なく行う。

【留意事項】

- ・受託者は前記各業務遂行にあたり、各業務実施方法について、随時、区と十分な協議を行い、検討会における進捗状況の調整等を行う。学識経験者として「北海道大学大学院工学研究院 非常勤講師、一般社団法人 新渡戸遠友リビングラボの小篠隆生理事長」から助言、指導を頂きながら協働で業務を進行すること。
- ・本委託契約等に関する協議や打合せ、意見伺いなど学識経験者との調整、検討会運営・準備に伴う活動に要した経費（下見・調査・資料作成他）及び基本構想・基本計画策定等に係る経費等は、受託者が負担する。
- ・板橋区側の学識経験者として史跡公園および学校連携に関しては「日本都市文化再生支援センターの斉藤博理事長」、学校建築分野に関しては「千葉工業大学の倉斗綾子教授」に助言・指導を受け、協働して業務を行うものとする。なお、これらに係る経費を含む費用については、区の負担とする。
- ・その他、区が必要と判断する業務を受託者は支援する。

6 成果品

- （1）基本構想・基本計画報告書 A4判（簡易製本）・20部
- （2）基本構想・基本計画報告書概要版 A4判・20部
- （3）会議録・報告書 A4判 1部
- （4）外観図・平面図・立面図などの建物デザイン図 1部

(5) 委託業務内容にかかわるすべての関係資料（収集資料・作成資料）

(6) 上記(1)～(5)のデータを記録した CD-ROM 等の電子媒体一式

※製本以外は、ファイルにまとめて納品すること。

※成果品に係るすべての電子データは CD-ROM 等の電子媒体に格納し、納品前にウイルスチェックを行ったうえで、納入すること。電子データは、Microsoft 社製の Word、Excel、PowerPoint で利用可能な形式を原則とし、貼り付け用に作成した元データも合わせて納入すること。上記形式以外で作成したデータは元データのほか、印刷製本用に PDF ファイル（Adobe Acrobat で利用可能な形式）も併せて納品すること。

7 委託料の請求・支払い方法

支払いは履行確認後、受託者からの請求に基づき一括払いとする。

8 業務実施スケジュール（予定）

- ・令和8年6～9月 ヒアリング（計3回）、ワークショップ（計3回）
- ・令和8年12月 基本構想・基本計画 骨子案作成
- ・令和9年 2月 保護者・住民説明会（2回）
- ・令和9年 3月 基本構想・基本計画 素案作成
- ・令和9年 3月 成果品提出

設計業務委託仕様書

東京都板橋区

設計業務委託仕様書

目 次

第1章	設計業務の概要	1
第2章	総 則	1
2. 1	適用	1
2. 2	用語の定義	1
2. 3	業務内容の疑義	1
2. 4	主任技術者等	2
2. 5	提出書類	2
2. 6	資料の貸与及び返却	2
2. 7	再委託	2
2. 8	打合せ及び記録	2
2. 9	関連する法令、条例等の遵守	2
2. 10	関係官公署への手続き等	2
2. 11	環境により良い自動車利用	3
2. 12	不当介入に対する通報報告	3
第3章	設計業務の実施	3
3. 1	設計業務の着手	3
3. 2	設計業務の内容	3
3. 3	設計業務受託者提出書類	3
3. 4	設計業務委託工程表	3
3. 5	設計業務の方針	4
3. 6	適用基準等	4
3. 7	設計内容の詳細化と各業務間の設計内容の調整等	4
3. 8	設計仕様書等と設計内容が一致しない場合の修正義務	5
3. 9	設計VE等の実施	5
3. 10	設計業務の成果物	5
3. 11	検査	5
第4章	その他	5
4. 1	受託者の説明義務と責任	5
4. 2	守秘義務	6
4. 3	秘密の保持等	6

第1章 設計業務の概要

特記仕様書による。

第2章 総則

2. 1 適用

設計業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）は、板橋区が施行する設計業務の委託に適用する。

2. 2 用語の定義

- (1) 「受託者」とは、設計業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人若しくは会社又はその他の法人をいう。
- (2) 「監督員」とは、委託者が監督員として受託者に通知した板橋区職員で、契約図書に定められた範囲内において受託者又は代理人、主任技術者に対する指示、承諾、協議、設計業務の進捗状況の確認及び設計仕様書に記載された内容の履行状況の確認等の職務を行う者をいい、総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称していう。
- (3) 「代理人」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができるもので、受託者が定めた者をいう。
- (4) 「主任技術者」とは、契約の履行に関し、設計業務の技術上の管理及び統括等を行う者で、受託者が定めた者をいう。
- (5) 「担当技術者」とは、主任技術者の下で、業務ごとに、その業務を行う者で、受託者が定めた者をいう。
- (6) 「契約図書」とは、設計委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書をいう。
- (7) 「設計図書」とは、仕様書、特記仕様書（特記仕様書において定める資料及び基準等を含む。）、図面及びこれらの図書に係る質問回答書をいう。
- (8) 「特記仕様書」とは、設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (9) 「指示」とは、監督員が受託者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について、書面によって示し実施させることをいう。
- (10) 「報告」とは、受託者が監督員に対し、設計業務の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (11) 「承諾」とは、受託者が監督員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。
- (12) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者とが対等の立場で合議することをいう。
- (13) 「提出」とは、受託者が監督員に対し、設計業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (14) 「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等が監督員等と面談により、業務の方針や条件等又は設計内容の疑義を正すことをいう。
- (15) 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は押印された文書をいう。ただし、関係規定等で署名又は押印を不要とした文書は、署名又は押印がない場合も有効な書面として取り扱う。
- (16) 「協力会社」とは、受託者が設計業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。
- (17) 「簡易な業務」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、模型製作、透視図作成等の業務をいう。
- (18) 「修正」とは、委託者が受託者の責に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に、受託者の負担により行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (19) 「検査」とは、契約図書に基づき設計業務完了の確認をすることをいう。

2. 3 業務内容の疑義

受託者は、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議し、その指示に従わなければ

ばならない。

2. 4 主任技術者等

- (1) 受託者は、代理人、主任技術者及び担当技術者を定め、委託者に通知しなければならない。
- (2) 代理人と主任技術者は兼ねることが出来る。
- (3) 受託者又は主任技術者は、監督員の指示により、関連する他の設計業務の受託者と十分に協議の上、相互に協力しつつ、設計業務を実施しなければならない。
- (4) 主任技術者の資格要件は、特記事項または「プロポーザル方式の実施要領」による。

2. 5 提出書類

- (1) 受託者は、本仕様書で別に定めがある場合を除き、監督員の指示する日までに、関係書類の整備を完了し、委託者へ提出する。
- (2) 受託者が、委託者に提出する書類で、様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、監督員がその様式を指示した場合は、これによる。

2. 6 資料の貸与及び返却

- (1) 受託者は、敷地測量図、敷地現況図、地盤調査報告書その他設計業務に必要な資料、基準等で委託者が貸与可能と判断したもの（以下「設計資料」という。）については、委託者から借り受けることができる。
- (2) 受託者は、設計資料を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。万一、紛失又は損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において代品を納め若しくは原状に復し返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- (3) 受託者は、設計業務完了時に委託者へ設計資料を返却しなければならない。

2. 7 再委託

- (1) 受託者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに設計業務遂行管理については、これを再委託することはできない。
- (2) 受託者は、簡易な業務を除く設計業務の一部を再委託するに当たっては、当該設計業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、協力会社が板橋区の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。
- (3) 受託者は、協力会社の設計業務執行体制、経歴等の概要を委託者に提出しなければならない。
- (4) 受託者は、協力会社に対し、設計業務の実施について適切な指導及び管理を実施しなければならない。

2. 8 打合せ及び記録

- (1) 受託者は、設計業務を適正かつ円滑に実施するため、監督員と常に密接に連絡をとり、設計業務の方針、条件等の疑義を質すものとし、その内容については、その都度受託者が書面（打合せ議事録）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 受託者は、設計業務の進捗状況に応じて、業務ごとに監督員へ中間の報告をし、十分な打合せを行うものとする。
- (3) 受託者は、監督員から進捗状況等の報告を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

2. 9 関連する法令、条例等の遵守

受託者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

2. 10 関係官公署への手続き等

- (1) 受託者は、設計業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公署等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、設計業務を実施するため、関係官公署等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- (2) 受託者は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等の法令に基づく申請が必要な場合は、申請に必要な書類の原案を作成し監督員に提出し、また、その申請及び受領に立会わなければならない。

- (3) 受託者は、関係官公署等との打合せを行った場合は、その内容について、書面（打合せ記録簿）に記録し、監督員に報告しなければならない。

2. 1 1 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守する。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。
- (2) 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車とすること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車の使用又は利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

2. 1 2 不当介入に対する通報報告

本契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、「東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成24年2月6日区長決定）に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力を行うこと。

第3章 設計業務の実施

3. 1 設計業務の着手

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに設計業務に着手しなければならない。
- (2) 受託者は、設計業務の着手にあたり、契約書、仕様書、特記仕様書等の内容を十分に把握しなければならない。
- (3) 受託者は、設計業務の着手時に監督員の指示を受け、次に掲げる事項についてその内容を十分に把握しなければならない。
 - ア 施設の整備目的
 - イ 設計条件
 - ウ 仕様書及び適用基準等
 - エ 設計対象概算工事費
 - オ 設計業務の内容
 - カ 意匠、構造、積算、電気設備、機械設備等の各業務の区分
 - キ その他監督員の指示する事項

3. 2 設計業務の内容

設計業務の内容は特記仕様書による。

3. 3 設計業務受託者提出書類

- (1) 受託者は、設計業務受託者提出書類を監督員へ提出し、監督員の承諾を受けなければならない。
- (2) 設計業務受託者提出書類の記載事項は、次のとおりとする。
 - ア 設計業務体制（技術者及び協力会社届）
 - イ 2. 4に定める代理人及び主任技術者通知書
 - ウ 3. 4に定める設計業務委託工程表
 - エ その他、監督員の指示するもの
- (3) 「請負者提出書類処理基準（東京都板橋区）」に基づき、各種書類を提出しなければならない。

3. 4 設計業務委託工程表

- (1) 受託者は、監督員と協議のうえ、次の事項を盛り込んだ、設計業務委託工程表を作成しなければならない。
 - ア 設計業務の進捗予定
 - イ 業務内容及びその報告時期

- ウ 設備設計を適切に行うために必要な建築図面の範囲及び内容並びに建築図面の概成時期
エ 当該設計業務が設計VE又は設計レビュー（以下「設計VE等」という。）の対象である場合は、その実施時期及びその実施に必要な資料の内容
- (2) 受託者は、設計業務委託工程表の重要な内容を変更する場合は、その都度監督員に変更設計業務委託工程表を提出しなければならない。
 - (3) 受託者は、設計業務委託工程表又は変更設計業務委託工程表に基づき設計業務を実施しなければならない。

3. 5 設計業務の方針

- (1) 板橋区では、環境マネジメントシステムを運営し、板橋区の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。本取組には、受託者の協力が不可欠であることから、設計業務の実施に当たっては、本制度の主旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。板橋区環境マネジメントシステムによる「省エネルギー及び省資源管理標準手順書」、「区の建築・土木工事に係る環境配慮手順書」及び「施設整備にあたっての省エネルギー・環境配慮手順書」により、環境負荷を低減する設計を推進すること。
- (2) 受託者は、設計業務の実施に当たり、「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）に基づき、建設副産物の発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理について十分検討し、「リサイクル計画書」にとりまとめるものとする。また、対象工事で使用する資材、建設機械、工法及び工事目的物については、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」の規定に従い、業務の趣旨や目的等を踏まえ、同方針に定められた環境物品等の選択に努めなければならない。
- (3) 受託者は、設計業務の実施に当たり「板橋区環境基本計画 2025」に基づき、区有建築物をとおしてスマートエネルギー都市の実現や持続可能な資源利用など、環境施策を推進すること。
- (4) 受託者は、監督員と打合せを行い、施設の整備目的やその内容等を十分に把握し、設計業務を遂行しなければならない。
- (5) 受託者は、材料、工法等について、品質、コスト、工期、安全性、地球環境等への配慮等の検討を十分に行い、監督員に報告しなければならない。
- (6) 受託者は、設計業務の実施に当たり、特記仕様書に示す予定工事費をもって適切なコスト管理を行わなければならない。
- (7) 受託者は、設計業務の実施に当たり「板橋区ユニバーサルデザインガイドライン」に基づき、すべての人が出来る限り利用可能な建築物の整備へ向け、十分検討し、施設利用者に配慮した設計業務を行うこと。
- (8) 受託者は、設計業務の実施に当たり、景観に配慮した区立建築物の整備へ向け、十分検討し、設計業務を行うこと。

3. 6 適用基準等

- (1) 受託者は、設計業務の実施に当たっては、特記仕様書に示す基準等（以下「適用基準等」という。）に基づき行うものとし、これ以外の基準等を使用する場合は、監督員の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、適用基準等により難しい工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。
- (3) 受託者は、設計に係る計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。また、電子計算機によって設計に係る計算を行う場合は、プログラムについて、あらかじめ監督員に報告しなければならない。

3. 7 設計内容の詳細化と各業務間の設計内容の調整等

- (1) 受託者は、設計の着手にあたっては、近隣や既存建物等の調査を行うとともに、しゅん功図書等を確認の上、現場実態を十分に把握し、それぞれに応じた設計及び工事施工に必要な仮設計画の立案等を行い、可能な限り設計図書の詳細化を図らなければならない。
特に改修工事や解体工事等の設計に当たっては、建物の状況や既存図書等を十分に調査の上、設計に反映しなければならない。
- (2) 受託者は、設計意図について可能な限りの詳細化を図り、設計図書内（特に設計図）に図示しなければならない。また、仮設計画面図や工事工程表等の参考図書についても、可能な限り詳細

に記載し、設計及び積算意図の分かり易い設計図書としなければならない。

- (3) 各業務の担当技術者は、各業務間相互の設計内容について十分に打ち合わせを行い、設計内容の調整を行わなければならない。
- (4) 設計に伴い、各調査で現地調査を行うものについては、作業日程及び作業内容について事前に施設管理者へ通知し、監督員と打合せをした上で行わなければならない。

3. 8 設計仕様書等と設計内容が一致しない場合の修正義務

受託者は、設計の内容が設計仕様書又は監督員の指示、若しくは受託者と監督員との協議や打合せの内容に適合しない場合において、監督員から修正を求められたときは速やかに応じなければならない。

3. 9 設計VE等の実施

- (1) 受託者は、委託者が設計VE等を実施する場合は、これに協力しなければならない。
- (2) 前項の設計VE等の適用及び内容は特記仕様書による。

3. 10 設計業務の成果物

- (1) 受託者は、設計業務が完了したときは、遅滞なく特記仕様書に定める成果物を業務完了報告書及び委託完了届とともに監督員に提出しなければならない。
- (2) 業務完了報告書の記載事項は、次のとおりとする。
 - ア 3. 4に定める設計業務委託工程表（実施を朱書きしたもの）
 - イ 納品書及び納品内訳書
 - ウ その他、監督員の指示する事項
 - エ 「請負者提出書類処理基準（東京都板橋区）」に基づき、各種書類を提出しなければならない。
- (3) 受託者は、成果物に、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。これにより難い場合は、その理由を明確にし、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。
- (4) 受託者は、監理業務実施者が、受注者等（対象工事の工事請負契約の受注者又は工事請負契約書の規定により定められた現場代理人をいう。）に適切な指示を行えるよう、意匠、構造、積算、設備等の設計内容等をわかりやすいように整理しなければならない。

3. 11 検査

- (1) 受託者は、委託者に対して設計業務の完了を委託完了届により通知するときまでに、特記仕様書に定める設計等の委託に係る書類を監督員に提出しておかななければならない。
- (2) 受託者は、検査日等の通知があった場合は、その検査に立ち会わなければならない。
- (3) 検査員は、監督員及び代理人または主任技術者の立ち会いのうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - ア 設計業務成果物の検査
 - イ 設計業務管理状況の検査（設計業務の状況について、打合せ記録等により検査を行う。）
- (4) 受託者は、本件建築物の工事完成後1年及び2年以内に契約不適合調査を委託者が行う際は、調査に協力するものとする。

第4章 その他

4. 1 受託者の説明義務と責任

受託者は、監督員に対し設計の内容及び施工の方法に関して、建築士として適切な説明を行わなければならない。また、受託者は、設計業務の遂行に当たっては、常に善良な管理者の注意をもって行う責めを負うものとする。

4. 2 守秘義務

- (1) 受託者は、設計業務の遂行に必要な場合を除き、委託者の承諾なく成果物（未完成的成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧、貸与又は譲渡してはならない。

- (2) 受託者は、積算業務に係る資料については、第三者に漏洩しないよう厳重な管理を行わなければならない。

4. 3 秘密の保持等

受託者は、本業務を通して知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

基本設計業務委託特記仕様書

1 特記仕様書の適用

本基本設計業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）で、印及び印の付いた項目については、印の付いた項目を適用する。また、特記仕様書に記載されていない事項は、「設計業務委託仕様書」による。

1. 1 件 名 区立板橋第五中学校改築基本設計及び実施設計業務委託

1. 2 委託場所 板橋区板橋四丁目4番3号

1. 3 契約期間 契約確定の日の翌日から、令和11年3月15日まで

1. 4 委託業務内容

設計の概要（設計委託に当たり想定する内容）

現在の敷地での校舎建替及びそれに伴う付属建物、外構等の設計
敷地面積：11,529㎡ 延べ面積：約11,000㎡

近接する「(仮称)板橋区史跡公園」及び「産業ミュージアム(仮称)」の計画との連携を想定した施設設計

計画通知取得及び取得に伴う手続き一式
計画通知取得。段階整備により必要とされる仮使用等を想定した設計を行う。

既存校舎の解体設計
既存校舎延べ面積：約5,708㎡

仮設校舎の基本設計（必要となる場合）

■新改築・増築工事

難易度による補正の有無

[総合]

敷地の特殊性 あり なし

[構造]

構造種別 木造（小規模なものは除く） 木造以外

建築物の形状の特殊性 あり なし

特殊な解析、性能検証等 あり なし

特殊な構造（国土交通大臣の認定を要するものを除く。） あり なし

免震建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。） あり なし

[設備]

特殊な性能を有する設備 あり なし

改修工事 設備改修工事 解体工事

既存図面の有無: 紙図面あり CADデータあり 既存図面なし

積算に使用できる既存数量調書・内訳明細書: あり なし

事業を継続させながら行う工事: 対象 非対象

発電設備: あり なし

空調設備: あり なし

昇降機設備: あり なし

簡易な外壁等改修工事: あり なし

解体・グラウンド整備等工事: あり なし

その他

建築物の種類

七型 第一類 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等

予定概算工事費

契約後の設計説明による。

建設予定工期

令和11年7月から令和15年3月まで (解体工事、環境整備工事含む)

1. 5 主任技術者の資格要件

- プロポーザル方式の実施要領による。
- 建築士法 (昭和 25 年法律 第 202 号) による一級建築士
- 建築士法 (昭和 25 年法律 第 202 号) による建築設備士

2 設計業務の内容

設計業務の内容は、下表に掲げる業務内容に基づきアからオとする。

また、設計成果物は、別表 1 のとおりとする。

項目	業務内容	
(1) 設計条件等の整理	① 条件整理	耐震性能・設備機能の水準など、建築主から提示される様々な要求その他の諸条件を設計条件として整理する。

	② 設計条件変更等の場合の協議	監督員から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合、内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、監督員に説明を求め又は監督員と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ	① 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	② 計画通知申請に係る関係機関との打ち合わせ	基本設計に必要な範囲で、計画通知申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(4) 基本設計方針の策定	① 総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	② 基本設計方針の策定と監督員への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、監督員に対して説明する。
(5) 基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、監督員と協議の上、基本設計図書を作成する。
(6) 概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書(工費費内訳明細書、数量調書を除く。以下同じ。)を作成する。
(7) 基本設計内容の監督員への説明等		基本設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を監督員に提出し、監督員に対して、設計意図(当該設計に関する設計者の考え。以下同じ。)及び基本設計内容の総合的な説明を行う。
(8) 長期修繕計画の作成		ライフサイクルコストも含めた修繕計画を作成する。(作成方法については契約後の説明による)

必要な項目は、以下のアからオまでに掲げるもののうち■印のものとする。

ア 次に掲げるものを内容とする計画説明書及び設計概要書の作成

- 建築（意匠）の計画概要及び設計概要
- 建築（構造）の計画概要及び設計概要
- 設備の計画概要及び設計概要
- 仕様概要書及び仕上げ表
- 設計経過
- 設計・施工条件の整理表

- 工事費概算書
- 工程計画の概要（工事予定工程表含む）
- 新築・改築・増築における工事予定工程表の作成に当たっては、（一社）日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラムに基づき作成する。
- 建物の用途・規模・施工条件等により適切に工事予定工程表を作成する。

イ 次に掲げるものを内容とする基本設計図の作成

- 実施設計の基本となる配置図、各階平面図、立面図、断面図及び設備概要図

ウ その他基本設計に必要な業務

- リサイクル計画書の作成
- 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（最新版を適用のこと）に基づく（ア）から（ウ）までのチェックリストを作成（リサイクル計画書に添付）し、あらかじめ監督員に説明を行い、確認を受けた上で提出しなければならない。
また、環境物品等については、これを使用した設計を原則とし、設計内容を踏まえて採用する品目を検討する。
（ア）環境物品等（特別品目）使用予定チェックリスト（東京都都市整備局）
（イ）環境物品等（特定調達品目）使用予定チェックリスト（東京都都市整備局）
（ウ）環境物品等（調達推進品目）使用予定チェックリスト（東京都都市整備局）
- 設計レビューへの協力業務（別記による）
- 打合せ記録簿（監督員、計画通知申請及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ、定例会議、庁内会議、施設関係者ヒアリング、その他説明会等）の作成
- 庁内会議への参加、設計内容の説明、資料作成（4回程度）
- 庁外会議（改築検討会5回程度）への参加、資料作成協力
- 保護者・住民説明会への参加、設計内容の説明、資料作成協力
 - ・説明会は2度行い、1度の説明会につき、平日1回と土又は日曜1回実施。
 - ・各説明にて区HPに掲載する説明内容の動画作成
- 事業の進捗を地域へ伝える「改築だより」作成補助・印刷（1回あたり1500部程度）
- ポスティングの実施
 - ・1回のポスティングにつき300戸程度
 - ・説明会開催のお知らせ、「改築だより」など計5回程度
- 学識経験者との連携
 - ・区が選定する学識経験者から助言を頂きながら業務を進行する。
 - ・学識経験者との協議、打合せ、調整に要した経費は、受託者が負担する。
 - ・5回程度、打合せを行い、打合せへの参加及び資料作成等の準備を行う。
- 「板橋区史跡公園（仮称）」及び「産業ミュージアム（仮称）」についての基本設計会社との連携打合せ 4回程度
- 成果物の電子データを収めたCD-R等の作成
- 「板橋区建築物等における省エネルギー・環境配慮に関する指針」による低炭素型社会実現のための計画の作成

- 「板橋区景観計画」による建物の外観デザイン・色彩及び外構の計画の作成
- 「板橋区施設整備に係るプロジェクトマネジメント要領」による協議及び資料作成
- 「板橋区公共施設整備 ユニバーサルデザインチェック方針」による協議及び資料作成
- イニシャルコスト、ランニングコスト等に配慮したライフサイクルコストの縮減を図る計画的保全の比較検討を踏まえた長期修繕計画の作成
- 土地利用履歴等調査に基づく申請図書の作成及び手続き
- 基本設計案（配置・プランニング・ボリューム等）の作成（3案以上とする）
- 当該設計に関連して行われる別途業務委託等に対する技術的助言及び協力

エ 追加業務

- 透視図の作成
 - 外観（周囲の街区等の景観を含む。）鳥瞰図.....2枚、見上げ図.....枚
 - 内観.....6枚（サイズ.....A2.....、特記事項.....）
- 模型製作
 - 縮尺（1/200）、主要材料（スチレンボード、色紙・デザイン紙貼り）
 - ケースの有無（...有...）材質（アクリル樹脂）
- 省エネルギー計算書の作成（モデル建物法 BPI_m/BEI_m）
 - 建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）の基準への適合が必要な新築、改築、増築
- 敷地現況測量の作成
- 隣地境界線上にある既存擁壁及び土留めの安全性検討
- 樹木医等の診断に基づく既存樹木移植・伐採・保存計画の作成及び事前対策（根切処置等）及び工事費見積資料作成
- 国庫補助申請に係る関係資料の作成（耐力度調査含む）（文部科学省補助）
- 工事発注（不調等）に対する検討・資料作成
- 設計 VE の検討・提案業務
- ZEB 化の検討
 - ・ ZEB 認証の取得及びそのランクの検討
（延床面積 2,000 m²を超える建物の新築・改築及び、別途区が指定する案件）
 - ・ 外皮性能及び設置設備の検討
 - ・ 未評価技術（エコポイド、地中熱利用等）の検討
 - ・ ZEB 化による概算建設費増額分の算出とコスト縮減の提案
 - ・ ZEB 導入、未導入の場合のエネルギー使用量、CO₂ 排出量、LCC（改修費用・周期、メンテナンス費、光熱費等）コスト比較による経済性の概算評価
 - ・ BEMS によるエネルギー管理システムの導入検討及び運用の提案
- BIM の活用
 - ・ BIM モデルの作成
 - ・ 3D モデルを活用した合意形成への活用（例：VR やウォークスルー等によるプレゼンテーション含む）

- ・BIM マネージャーを配置する
- ・BIM モデル作成により、各設計担当者（意匠・構造・設備・積算）間の調整を行い、不整合の確認・解消を行う

オ 特別依頼業務

- デジタルテレビ放送受信障害予測調査（机上検討・報告書）
- 石綿含有分析調査

材料の種類	箇所数	備考
吹付材、内装材、外装材等	120箇所	40検体

※ 別添、アスベスト調査委託特記仕様書による。

3 現場実態の把握

受託者は、設計に当たり、設計の対象となる敷地や現況建物、近隣等の調査を行うとともに、既存図面やしゅん功図書等を確認し、現場の実態を十分に把握の上、設計に反映しなければならない。

特に改修工事や解体工事等におけるアスベスト含有建材の有無については、現場や既存図面等を十分に調査の上、設計に反映するものとし、別に分析調査等が必要な場合は監督員と協議すること。

また、基本設計図書の提出においては、必要に応じて監督員等にその設計図書の内容を現場にて説明すること。

4 プロポーザル方式により調査業務を受託した場合の業務履行

- ア 受託者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案した履行体制により当該業務を履行すること。
- イ プロポーザル時に提案した技術提案の内容について、本業務の特記仕様書に反映する事項は、監督員との協議によって決定すること。

5 適用基準等

受託者は、次に示す基準等に基づき設計業務を実施するものとし、これ以外の基準等を適用する場合又は一般に流通している材料、製品以外を採用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。（各基準類の制定年月日については、監督員と打合せのこと。）

なお、この承諾を得る場合は、適用又は採用するものと適用基準等又は一般に流通しているものとの比較（イニシャル・ランニングコスト、施工方法、流通性、使い勝手、安全性、耐久性、維持管理、リサイクル性）を行うと共に、適用又は採用する理由及びリスクの有無（有る場合はその内容）を明示した資料を作成し、監督員に提出する。

- ア 共通（建築・電気設備・機械設備）
 - ・板橋区公共施設標準仕様集
 - ・東京都建設リサイクルガイドライン（東京都）
 - ・東京都福祉のまちづくり条例（東京都）
 - ・板橋区学校施設標準設計指針（学校施設の場合に限る）

- ・板橋区営住宅標準仕様
- イ 建築
 - ・東京都建築工事標準仕様書（東京都）
 - ・建築構造設計指針（社団法人東京都建築士事務所協会）
- ウ 電気設備
 - ・東京都電気設備工事標準仕様書（東京都）
- エ 機械設備
 - ・東京都機械設備工事標準仕様書（東京都）

6 成果物等及び提出部数

設計業務の成果物等及び提出部数は別表1による。

なお、別表1で指定している場合を除き、原則、項目毎にA4判のファイルに綴じたうえで、背表紙に設計年度、予定工事件名及び項目を記載し提出するものとし、ファイルに綴じることが困難な場合は、監督員と協議のうえ提出しなければならない。

また、綴じ厚さ15mm以下の場合は紙ファイルを使用し、15mmを超える場合は、パイプ式ファイルを使用するものとする。

7 業務スケジュール

令和 9年 4月	設計業務着手
令和 9年10月	基本設計中間まとめ
令和 9年11月	東京都補助金検査用書類提出 (既存校舎・屋体壁芯図及び面積表、既存校舎・屋体耐力度診断書類)
令和 9年12月	新校舎プラン確定、概算工事費算出
令和10年 1月	基本設計完了、成果品提出

8 その他

受託者は、7 業務スケジュールを遵守すること。やむを得ない事情により遅延する場合は、予めその理由を書面にて監督員に提出し、承諾を得ること。

別記 設計レビュー（不要の場合は添付しないこと）

- 受託者は、設計業務の途次において委託者が基本設計レビュー（以下「レビュー」という。）を実施するに当たり、その実施に協力しなければならない。

ア レビューの概要

(ア) レビュー実施の時期

- a 原則として、設計業務の前期・後期の2段階とする。ただし、前期の結果によっては、中期の段階を加える場合がある。
- b 実施の詳細なスケジュールは、監督員が別途通知する。

(イ) レビュー実施期間は、各段階とも原則として1日とする。

イ レビューへの協力

- (ア) 受託者は、監督員が指示する時期までに、以下の資料を準備するものとする。

前期

-
-

中期

-
-

後期

-配置計画図、段階整備図等基本設計の説明に必要な資料。詳細は監督員の指示による。.....
-

- (イ) 委託者がレビューを実施する際、受託者は監督員の求めに応じてレビューに出席し、説明の補助をするものとする。

ウ レビュー事項の取扱い

- (ア) 受託者は、監督員の指示により設計内容の見直し及びそれに基づく修正等を行うものとする。
- (イ) 受託者は、監督員の指示により検討を求められた事項については、技術的検討を行い、その結果を監督員に報告し指示を受けるものとする。

別表1 (設計成果物納品リスト)

成 果 物 等	部 数	電子データ	備 考
<input type="checkbox"/> 業務実施計画書 ※実施設計まで行う場合は不要	部	○	任意様式
<input checked="" type="checkbox"/> 基本設計書 (別表2に掲げる成果図書) (A3)	2部	○	
<input type="checkbox"/> 環境配慮チェック一覧	部	○	
<input checked="" type="checkbox"/> リサイクル計画書	部	○	
<input checked="" type="checkbox"/> 環境物品等チェックリスト	部	○	
<input checked="" type="checkbox"/> 設計レビュー資料	部	○	
<input checked="" type="checkbox"/> 打合せ記録簿 (監督員、計画通知申請及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ、定例会議、庁内外会議、ワークショップ、施設関係者ヒアリング、その他説明会等)	1部	○	
<input checked="" type="checkbox"/> 成果物の電子データを収めたCD-R等	1部	○	
<input checked="" type="checkbox"/> 低炭素型社会実現のための計画書	部	○	
<input checked="" type="checkbox"/> 「板橋区景観計画」による建物の外観デザイン・色彩及び外構の計画	1部	○	
<input checked="" type="checkbox"/> 「板橋区施設整備に係るプロジェクトマネジメント要領」の資料	部	○	
<input checked="" type="checkbox"/> 「板橋区公共施設整備 ユニバーサルデザイン チェック方針」の資料	部	○	
<input checked="" type="checkbox"/> 長期修繕計画	部	○	
<input checked="" type="checkbox"/> 土地利用履歴等調査に基づく申請図書	正副	○	
<input checked="" type="checkbox"/> ZEB 仕様比較検討表	部	○	
<input checked="" type="checkbox"/> 透視図	1部	○	
<input type="checkbox"/> 模型・写真 (カット)	部	○	
<input checked="" type="checkbox"/> 省エネルギー計算書	部	○	
<input type="checkbox"/> 業務完了報告書 ※実施設計まで行う場合は不要	部	○	
<input checked="" type="checkbox"/> 敷地現況測量図	1部	○	
<input checked="" type="checkbox"/> 国庫補助申請に係る関係資料 (耐力度調査報告書含む)	2部	○	
<input checked="" type="checkbox"/> 設計VEの検討・提案資料	部	○	
<input checked="" type="checkbox"/> 工事発注 (不調等) に対する検討資料	部	○	
<input type="checkbox"/>			
<input checked="" type="checkbox"/> デジタルテレビ放送受信障害予測調査報告書	1部	○	
<input checked="" type="checkbox"/> 石綿含有分析調査報告書	1部	○	

※電子データが必要なものは○印をつける。

※電子データは、PDF、JWW-CAD、Excel等の汎用形式とし、メディアはCD-R等とする。

なお、PDF図面の電子データのサイズは、1枚あたり300kB以内を目安とする。

※部数の詳細については、監督員との協議による。

別表 2 (基本設計書)

設計の種類		成果図書
(1) 総合		①計画説明書 ②設計概要書 ③設計経過 ④設計・施工条件の整理表 ⑤仕上表(概略) ⑥面積表及び求積図 ⑦案内図 ⑧配置図 ⑨平面図(各階) ⑩立面図 ⑪断面図 ⑫透視図の写し ⑬設備計画図 ⑭工事費概算書 ⑮工事予定工程表
(2) 構造		①構造計画説明書 ②構造設計概要書 ③工事費概算書
(3) 設備	(i) 電気設備	①電気設備計画説明書 ②電気設備設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
	(ii) 給水衛生設備	①給水衛生設備計画説明書 ②給水衛生設備設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
	(iii) 空調設備	①空調換気設備計画説明書 ②空調換気設備設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
	(iv) 昇降機等	①昇降機等計画説明書 ②昇降機等設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
(4) その他		①その他検討資料

(注)

- 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
- 3 「①計画説明書」は、設計趣旨及び計画概要に関する内容。
- 4 「②設計概要書」は、仕様概要及び設計方針(各種比較検討等の検証含む)に関する内容。
- 5 (2)及び(3)に掲げる成果図書は、(1)に掲げる成果図書に含まれる場合がある。
- 6 「(iv)昇降機等」には、機械式駐車場を含む。
- 7 電子データは、PDF、JWW-CAD、Excel等の汎用形式とし、メディアはCD-R等とする。なお、PDF図面の電子データのサイズは、1枚あたり300kB以内を目安とする。
- 8 図面の作成はA1、出力用紙サイズはA3とする。

実施設計業務委託特記仕様書

1 特記仕様書の適用

本実施設計業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）で、□印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。また、特記仕様書に記載されていない事項は、「設計業務委託仕様書」による。

1. 1 件 名 区立板橋第五中学校改築基本設計及び実施設計業務委託
1. 2 委託場所 板橋区板橋四丁目4.9番3号
1. 3 契約期間 契約確定の日の翌日から、令和11年3月15日まで
1. 4 委託業務内容

設計の概要（設計委託に当たり想定する内容）

○現在の敷地での校舎建替及びそれに伴う付属建物、外構等の設計
敷地面積：11,529㎡ 延べ面積：約11,000㎡

○近接する「(仮称)板橋区史跡公園」及び「産業ミュージアム(仮称)」の計画との連携を想定した施設設計

○計画通知取得及び取得に伴う手続き一式
計画通知取得。段階整備により必要とされる仮使用等を想定した設計を行う。

○既存校舎の解体設計
既存校舎延べ面積：約5,708㎡

○仮設校舎建設にかかる委託発注図書（仕様書、図面等）の作成（新しい学校づくり課所管）

■新改築・増築工事

難易度による補正の有無

[総合]

敷地の特殊性 □ あり ■ なし

[構造]

構造種別 □ 木造（小規模なものは除く） ■ 木造以外

建築物の形状の特殊性 □ あり ■ なし

特殊な解析、性能検証等 □ あり ■ なし

特殊な構造（国土交通大臣の認定を要するものを除く。） □ あり ■ なし

免震建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。） □ あり ■ なし

[設備]

特殊な性能を有する設備 あり なし

改修工事 設備改修工事 解体工事

既存図面の有無: 紙図面あり CADデータあり 既存図面なし

積算に使用できる既存数量調書・内訳明細書: あり なし

事業を継続させながら行う工事: 対象 非対象

発電設備: あり なし

空調設備: あり なし

昇降機設備: あり なし

簡易な外壁等改修工事: あり なし

解体・グラウンド整備等工事: あり なし

その他

建築物の種類

第1類 七型 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等

予定概算工事費

契約後の設計説明による。

建設予定工期

令和11年7月から令和15年3月まで (解体工事、環境整備工事含む)

1. 5 建築基準法に基づく計画通知の要否

計画通知(建築物)必要 (別記による)

代表となる設計者 (受託者 工事主管課長)

計画通知の取得予定日 令和10年 11月予定

計画通知(建築物)不要

1. 6 主任技術者の資格要件

プロポーザル方式の実施要領による。

建築士法 (昭和25年法律 第202号) による一級建築士

建築士法 (昭和25年法律 第202号) による建築設備士

2 業務の内容

実施設計業務 (以下「設計業務」という。) の内容は、下表に掲げる業務内容に基づきアからエまでとする。

また、設計成果物は、別表1のとおりとする。なお、作成図面の内訳及び縮尺は別表2の図面内訳を標準とし、その詳細は業務着手時に監督員と協議しなければならない。

項目		業務内容
(1) 要求等の確認	① 監督員の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、監督員の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	② 設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、監督員の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変化が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、監督員と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合わせ	① 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	② 計画通知に係る関係機関との打合わせ	実施設計に必要な範囲で、計画通知を行うために必要な事項について、関係機関と事前に打合わせを行う。
(3) 実施設計方針の策定	① 総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造、設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	② 実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、監督員と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	③ 実施設計方針の策定と監督員への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、監督員に対して説明する。
(4) 実施設計図書の作成	① 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、監督員と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。 なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報(工法、工期、仮設計画、工事監理の方法、施工管理の方法等)を具体的かつ詳細に表現する。
	② 計画通知図書の作成	所管の官公庁等との事前の打合わせ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な計画通知図書を作成する。
(5) 概算工事費の検討		実施設計の各段階に応じて、適宜、当該工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。
(6) 実施設計内容の監督員への説明等		実施設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。 また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を監督員に提出し、監督員に対して、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。
(7) 長期修繕計画の作成		ライフサイクルコストも含めた修繕計画を作成する。(作成方法については契約後の説明による) ※基本設計で行った場合は、必要な修正を行う。
(8) 積算業務		建築・電気設備・空調設備・給水衛生設備・昇降機設備・外構(環境整備含む)の積算書を作成する。作成は、RIBCによる。

アからエまでに掲げるもののうち、必要な項目は■とする。

ア 次に掲げる実施設計図及び計算書等の作成

- 設計図 (A1...電子データ)
- 建築意匠設計図
- 建築構造設計図
- 仮設計画図
- 工事工程表
- 新築・改築・増築における工事予定工程表の作成に当たっては、(一社)日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラムに基づき作成する
- 建物の用途・規模・施工条件等により適切に工事予定工程表を作成する
- 電気設備設計図 (昇降機設計図含む)
- 機械設備設計図 (小荷物専用昇降機設計図含む)
- A1 を A3 に縮小した原図 (電子データ)
- 製本 (A1) (.....部)
- 縮小製本 (A3 見開きの A4 サイズ) (5部)
- 当該設計対象施設の工事に係る特記仕様書
- 設計・施工条件の整理表 (基本設計で作成した場合は、必要な修正を行う。)
- 構造計算書
- 設備設計計算書
- 打合せ記録簿 (監督員、計画通知及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ、定例会議、庁内会議、その他説明会等) の作成
- 委託業務に関する協議書の作成

イ その他実施設計に必要な業務

- 部位データの作成
- 板橋区建築物等における省エネルギー・環境配慮に関する計画書の作成
- リサイクル計画書の作成
- 再生資源利用計画書の作成—建設資材搬入工事用
- 再生資源利用促進計画書の作成—建設副産物搬出工事用
- 「東京都環境物品等調達方針 (公共工事) (最新版を適用のこと) に基づく (ア) から (ウ) までのチェックリストを作成 (リサイクル計画書に添付) し、あらかじめ監督員に説明を行い、確認を受けた上で提出しなければならない。
また、環境物品等については、これを使用した設計を原則とし、設計内容を踏まえて採用する品目を検討する。
(ア) 環境物品等 (特別品目) 使用予定チェックリスト (東京都都市整備局)
(イ) 環境物品等 (特定調達品目) 使用予定チェックリスト (東京都都市整備局)
(ウ) 環境物品等 (調達推進品目) 使用予定チェックリスト (東京都都市整備局)
- 東京都福祉のまちづくり条例に基づく申請図書の作成及び手続き
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例に基づく申請図書の作成及び手続き
- 板橋区中高層建築物紛争予防条例に基づく申請図書の作成及び手続き

- 板橋区大規模建築物等指導要綱に基づく申請図書の作成及び手続き
- 板橋区雨水流出抑制施設設置指導要綱に基づく申請図書の作成及び手続き
- 板橋区景観条例に基づく申請図書の作成及び手続き
- 板橋区緑化の推進に関する条例に基づく申請図書の作成及び手続き
- 既存建物の求積図の作成または修正、計画通知等の手続きに必要な既存建物の法令関係の適合状況の確認（既存建物の改修が必要な場合には、既存建物の設計業務も含む）
- 既存設計図、現地目視調査及びヒアリング等による敷地内にある障害物及び擁壁、地下埋設物等（以前あった建物の杭、基礎及び上部構造体の一部等）の調査と、調査結果に基づく解体及び処分費用の積算（仮設の切り回し費用等も含む）
- イニシャルコスト、ランニングコスト等に配慮したライフサイクルコストの縮減を図る計画的保全の比較検討を踏まえた長期修繕計画の作成
- 土地利用履歴等調査に基づく申請図書の作成及び手続き
- 「板橋区施設整備に係るプロジェクトマネジメント要領」による協議及び資料作成
- 「板橋区公共施設整備 ユニバーサルデザインチェック方針」による協議及び資料作成
- 設計レビューへの協力業務（別記による）
- 打合せ記録簿（監督員、建築確認申請及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ、定例会議、庁内会議、施設関係者ヒアリング、その他説明会等）の作成
- 庁内会議への参加、資料作成（2回程度）
- 庁外会議（改築検討会3回程度）への参加、資料作成協力
- 事業の進捗を地域へ伝える「改築だより」作成補助・印刷（1回あたり1500部程度）
- ポスティングの実施
 - ・1回のポスティングにつき300戸程度
 - ・「改築だより」計3回程度
- 成果物の電子データを収めたCD-R等の作成

ウ 追加業務

- 工事費内訳書の作成
 - ※ 積算資料の作成は原則としてRIBCによる。（RIBC（リビック）とは、（財）建築コスト管理システム研究所が開発した「営繕積算システム」をいう。）
 - 数量積算書
 - 工種別積算チェックリスト
 - 見積比較表（RIBC2見積比較による）
 - 見積書
 - 単価適用根拠（物価本等写）
- 建築基準法等関係法令に基づく必要な図書の作成及び申請業務（別記による）
- ~~仮設建築物の配置・平面計画作成~~

- 許認可申請図書の作成及び申請業務
 - 評定申請図書の作成及び申請業務
 - 省エネルギー計画書の作成及び申請業務（標準入力法 PAL* / BEI）
 - 建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）の基準へ適合が必要な新築、改築、増築
 - 建築物環境計画書の作成及び申請業務（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく申請図書の作成及び手続き）
 - 延床面積 2,000 m²以上の新築、改築、増築
 - 緑化計画書の作成、現地調査及び申請業務（東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく申請図書の作成及び手続き）
 - 透視図の作成
 - 外観【周囲の街区等の景観含む】（鳥瞰図...2枚、見上げ図...2枚）
 - 内観...6枚（サイズ...A2...、特記事項.....）
 - 模型製作
 - 縮尺（1 / 30.0）、主要材料（アクリル樹脂・着色、色紙・デザイン紙貼り）
 - ケースの有無（有）及び材質（アクリル樹脂）
 - 省エネルギー計算書の作成（標準入力法 PAL* / BEI）
 - 大規模改修
 - 国庫補助申請に係る関係資料の作成
 - 工事発注（不調等）に対する検討・資料作成
 - 設計 VE の検討・提案業務
 - 議案資料の作成
 - ZEB 認証に必要な業務
 - ※延床面積 2,000 m²を超える建物の新築・改築及び、別途区が指定する案件（基本設計にて ZEB 認証を取得する方針となった場合）
 - ・ ZEB 導入、未導入の場合のエネルギー使用量、CO₂ 排出量、LCC（改修費用・周期、メンテナンス費、光熱費等）コスト比較による経済性の詳細評価
 - ・ ZEB 認証申請書類の作成、申請業務
 - ・ ZEB 認証取得（BELS 認証含む）及び認証プレート取得に係る手続き（認証プレート 3 枚程度）
 - BIM の活用
 - ・ BIM モデルの作成
 - ・ 3D モデルを活用した合意形成への活用（例：VR やウォークスルー等によるプレゼンテーション含む）
 - ・ BIM マネージャーを配置する
 - ・ BIM モデル作成により、各設計担当者（意匠・構造・設備・積算）間の調整を行い、不整合の確認・解消を行う
- エ 特別依頼業務
- 地下埋設物等（以前あった建物の杭、基礎及び上部構造体の一部等）のレーザー照査等による詳細な調査と、調査結果に基づく解体及び処分費用の積算（仮設の

切り直し費用等も含む)

■ デジタルテレビ放送受信障害予測調査 (別記による)

3 現場実態の把握

受託者は、設計に当たり、設計の対象となる敷地や現況建物、近隣等の調査を行うとともに、既存図面やしゅん功図書等を確認し、現場の実態を十分に把握の上、設計に反映しなければならない。

特に改修工事や解体工事等におけるアスベスト含有建材の有無については、現場や既存図面等を十分に調査の上、設計に反映するものとし、別に分析調査等が必要な場合は監督員と協議すること。

また、実施設計図書の提出においては、必要に応じて監督員等にその設計図書の内容を現場にて説明すること。

4 プロポーザル方式により調査業務を受託した場合の業務履行

ア 受託者は、本実施設計又は本実施設計の前提となる基本設計をプロポーザル方式により受託した場合には、プロポーザル方式の技術提案書により提案した履行体制により当該業務を履行すること。

イ プロポーザル時に提案した技術提案の内容について、本業務の特記仕様書に反映する事項は、監督員との協議によって決定すること。

5 適用基準等

受託者は、次に示す基準等に基づき設計業務を実施するものとし、これ以外の基準等を適用する場合又は一般に流通している材料、製品以外を採用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

なお、この承諾を得る場合は、適用又は採用するものと適用基準等又は一般に流通しているものとの比較（イニシャル・ランニングコスト、施工方法、流通性、使い勝手、安全性、耐久性、維持管理、リサイクル性）を行うと共に、適用又は採用する理由及びそのリスクの有無（有る場合はその内容）を明示した資料を作成し、監督員に提出する。

また、次に示す基準等は必要に応じ監督員に貸与を受けること。

ア 共通（建築・電気設備・機械設備）

- ・ 板橋区公共施設標準仕様集
- ・ 東京都建設リサイクルガイドライン（東京都）
- ・ 東京都福祉のまちづくり条例（東京都）
- ・ 板橋区学校施設標準設計指針（学校施設の場合に限る）
- ・ 板橋区営住宅標準仕様

イ 建築

- ・ 東京都建築工事標準仕様書（東京都）
- ・ 建築構造設計指針（一般社団法人東京都建築士事務所協会）

ウ 電気設備

- ・ 東京都電気設備工事標準仕様書（東京都）

エ 機械設備

- ・ 東京都機械設備工事標準仕様書（東京都）

6 電子データで提出された設計図書の利用許諾

委託者は、受託者から電子データで提出された設計図書を、当該設計による事業のため、次に利用することができるものとする。

ア 工事発注時に入札参加希望者に対し、電子データを貸与（工事費積算用）

イ 工事施工時に受注者に対し、電子データを貸与（施工図及びしゅん功図等の作成用）

7 技術提案型総合評価方式への協力

受託者は、設計業務完了後に当該設計による工事の技術提案型総合評価方式が実施される場合は、委託者が行う技術提案課題の検討に協力しなければならない。

8 成果物等及び提出部数

設計業務の成果物等及び提出部数は別表 1 による。

なお、別表 1 で指定している場合を除き、原則、項目毎に A4 判のファイルに綴じたうえで、背表紙に設計年度、予定工事件名及び項目を記載し提出するものとし、ファイルに綴じることが困難な場合は、監督員と協議のうえ提出しなければならない。

また、綴じ厚さ 15mm 以下の場合は紙ファイルを使用し、15mm を超える場合は、パイプ式ファイルを使用するものとする。

9 成果品の照査

本業務における照査については、受注者の責任において、確実に実施するものとし、確認・修正結果を設計図面、構造計算書、数量計算書等に記載し、それらを残す等、照査の根拠となる資料を示すことができる照査方法（例えば「赤黄チェック」）も含むものとする。照査の根拠となる資料については成果品として提出する必要はないが、照査報告の際に監督員に提出するものとする。

10 業務スケジュール

令和 10 年	2 月	実施設計着手
令和 10 年	6 月	実施設計図提出
令和 10 年	7 月	計画通知手続き開始（計画通知 令和 8 年 1 1 月中に取得厳守）
令和 10 年	9 月	概算工事費、概算工期提出
令和 10 年	12 月	起工書類提出（設計図、工事内訳書 RIBC データ、特記仕様書） 東京都補助金検査用書類提出（新校舎・屋体図面・壁芯図）
令和 11 年	3 月	実施設計完了、成果品提出

11 その他

受託者は、10 業務スケジュールを遵守すること。やむを得ない事情により遅延する場合は、予めその理由を書面にて監督員に提出し、承諾を得ること。

別記 設計レビュー（不要の場合は添付しないこと）

- 受託者は、設計業務の途次において委託者が実施設計レビュー（以下「レビュー」という。）を実施するに当たり、その実施に協力しなければならない。

ア レビューの概要

(ア) レビュー実施の時期

- a 原則として、設計業務の前期・後期の2段階とする。ただし、前期の結果によっては、中期の段階を加える場合がある。
- b 実施の詳細なスケジュールは、監督員が別途通知する。

(イ) レビュー実施期間は、各段階とも原則として1日とする。

イ レビューへの協力

(ア) 受託者は、監督員が指示する時期までに、以下の資料を準備するものとする。

前期

-設計進捗状況の説明に必要な資料。詳細は監督員の指示による。.....
-

中期

-
-

後期

-設計内容の説明に必要な資料。詳細は監督員の指示による。.....
-

(イ) 委託者がレビューを実施する際、受託者は監督員の求めに応じてレビューに出席し、説明の補助をするものとする。

ウ レビュー事項の取扱い

- (ア) 受託者は、監督員の指示により設計内容の見直し及びそれに基づく修正等を行うものとする。
- (イ) 受託者は、監督員の指示により検討を求められた事項については、技術的検討を行い、その結果を監督員に報告し指示を受けるものとする。

別記 計画通知申請図書作成及び申請手続き業務（不要の場合は添付しないこと）

- 受託者は、当該設計業務の対象施設の建設に伴う建築基準法等関係法令に適合させた図書の作成を行い、申請手続きを行わなければならない。

ア 計画通知の申請図書の作成

- (ア) 受託者は、その責任において建築基準法等関係法令に適合する図書を完成させなければならない。
- (イ) 計画通知やそれに伴う許認可、構造計算適合性判定及び省エネ適合性判定（以下「計画通知等」という。）の申請後、「適合しない旨の通知」若しくは「決定できない通知」等が交付された場合などの設計内容の契約不適合があるときは、受託者の責任において、修補しなければならない。
なお、これにより再申請となる場合の手数料等は、受託者の負担とする。

イ 計画通知等の申請手続き業務

- (ア) 受託者は、計画通知等の申請手続き（提出、説明、照合、受領業務等）を行わなければならない。
計画通知等の申請手続きについては、原則として行政庁とする。ただし、受託者が希望する場合は、監督員と協議により指定確認検査機関に申請することができる。その場合、申請する指定確認検査機関は東京都内に本店又は支店を置き業務を行う機関の内から、監督員と協議の上、選定するものとする。
- (イ) 構造計算適合性判定を伴う場合について、指定構造計算適合性判定機関は、東京都内に本店又は支店を置き業務を行う機関の内から、監督員と協議の上、選定するものとする。
- (ウ) 省エネ適合性判定を伴う場合は、原則計画通知を所管する行政庁又は指定確認検査機関を選定するものとする。
- (エ) 構造計算適合性判定の申請は、監督員と協議の上、計画通知の審査状況等を勘案し適切な時期に行うものとする。
- (オ) 計画通知等の申請に要する費用（手数料を含む）が必要な場合は、受託者の負担とする。
- (カ) 構造計算適合性判定及び省エネ適合性判定の申請に要する費用（手数料を含む）が必要な場合は、受託者の負担とする。
- (キ) ZEB 認証の申請に要する費用（手数料を含む）が必要な場合は、受託者の負担とする。

別記 デジタルテレビ放送受信障害予測調査（不要の場合は添付しないこと）

- 受託者は、当該設計業務の対象施設の建設に伴う地上デジタルテレビ放送（以下「地デジ」という。）受信障害の範囲を技術的に予測し、障害対策の実施を円滑に遂行するため、地デジ受信の現況調査を実施しなければならない。

現況調査は、机上検討と現地調査により実施する。

1 机上検討

- 地デジ電波の受信状況想定
- 地デジ電波の送信状況
- 高層建物及び住宅等の分布状況
- 地形の状況
-

2 現地調査

(1) 調査地点 調査地点数 4 点

(2) 調査内容

ア 地デジ電波の受信状況調査

(ア) 対象テレビ電波

対象地域で受信可能なすべての地上デジタルチャンネル

(イ) 受信状況調査項目

a 受信画像評価

ブロックノイズや画面フリーズ等の有無による評価

b 受信レベル (dB μ V)

c ビット誤り率 (BER)

d 既設受信形態調査

e CATV 幹線の敷設状況調査

f

イ 建物の現況及び今後の見込み

ウ 地形の状況変化

3 報告書類

(1) 報告書

(2) 各調査地点におけるチャンネル別の受信状況（調査結果一覧表）

(3) 各調査地点における画像写真

（チャンネル別・カラー写真、ファイル綴じ）

(4) 影響範囲の予測地域図

(5) 提言書（調査結果の説明及び障害解消対策についての意見書

（CATV サービス移行の可否等））

4 主任技術者の選任届及び資格

受託者は、CATV技術者資格制度における「CATV エキスパート（受信調査）」又は相当の受信障害に関する専門知識及び技術を有する者の中から、調査に関する総合管理をつかさどる主任技術者を定め、書面をもって氏名を届け出なければならない。

別表 1 設計成果物納品リスト (その1)

	成果物等	部数	電子データ	仕様・備考
業務実施 計画書	委託概要	1	■	
	設計業務体制及び技術者届			
	設計方針			
	設計業務工程表			
	その他			
設計図書	設計図の原図 (A1)	0	■	電子データのみ
	A1 を A3 に縮小した原図	0		電子データのみ
	製本 (A1)	0	□	
	縮小製本 (A3)	各 5		部数について再度協議する
	特記仕様書	0	■	工種別
工事工程	工事工程表	1	■	
整理表	設計・施工条件の整理表	1	■	適用基準等の比較表含む
計算書	構造計算書	2	■	
	設備設計計算書	2	■	
積算	工事内訳書	1	■	RIBC データ
	数量積算書	1	■	
	工種別積算チェックリスト	1	■	
	見積比較表	1	■	
	見積書	1	■	
	単価適用根拠 (物価本等写)	1	■	
行政 届出	建築基準法等関係法令に基づく図書	正副	■	
	許認可申請図書	正副	■	
	評定申請図書	正副	■	
	省エネルギー計画書	正副	■	
	建築物環境計画書	正副	■	(2,000 m ² 以上)
	緑化計画書	正副	■	
	構造計算適合性判定	正副	■	
	建築物省エネ適合性判定	正副	■	
その他必要な法令条例要綱等申請図書	正副	■		
業務書類	打合せ記録簿 (監督員、計画通知及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ、定例会議、庁内会議、その他説明会等)	1	■	
業務完了 報告書	設計委託概要及び設計概要	1	■	
	業務結果内容	1	■	
	業務工程表 (実施を朱書き)	1	■	
	納品書	1	■	
	協議書	1	■	
	完了届	1	■	
	その他	1	■	

※ 必要な成果物の部数、電子データが必要なものは■印をつける。

※ 部数の詳細については、監督員との協議による。

別表 1 設計成果物納品リスト（その2）

成果物等	部数	電子データ	仕様・備考
部位データ		■	
板橋区建築物等における省エネルギー・環境配慮に関する計画書の作成		■	
リサイクル計画書		■	
再生資源利用計画書－建設資材搬入工事用		■	
再生資源利用促進計画書－建設副産物搬出工事用		■	
環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト（東京都都市整備局）		■	特別品目を選択した場合
環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト（東京都都市整備局）		■	調達推進品目を選択した場合
環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト（東京都都市整備局）		■	特定調達品目を選択した場合
敷地内にある障害物及び地下埋設物等の調査報告書	1	■	
長期修繕計画書		■	基本設計で行った場合は、必要な修正を行う。
土地利用履歴等調査に基づく申請図書	正副	■	
板橋区施設整備に係るプロジェクトマネジメント要領」による協議資料		■	
板橋区公共施設整備 ユニバーサルデザイン チェック 方針」による協議資料		■	
設計レビュー資料		■	「板橋区施設整備に係るプロジェクトマネジメント要領」資料と兼ねることができる。
成果物の電子データを収めたCD-R等	1	■	
透視図	1	■	JPEG
模 型・写真（ カット程度）	1	■	JPEG
省エネルギー計算書	正副	■	省エネルギー計画書と同様
国庫補助申請に係る関係資料	2	■	
議会用図面・工事概要（A4 縦）		■	
設計 VE の検討・提案資料		■	
工事発注（不調等）に対する検討資料		■	
地下埋設物等（以前あった建物の杭、基礎及び上部構造体の一部等）のレーザー照査等による詳細な調査	1	■	
デジタルテレビ放送受信障害予測調査報告書	1	■	「デジタルテレビ放送受信予測調査」による
石綿含有分析調査報告書		■	
学校施設利用マニュアル	2	■	学校施設しゅん工後の利用方法等をイラストや図で示したものの

※ 必要な成果物の部数、電子データが必要なものは■印をつける。

※ 電子データは、PDF、JWW-CAD、Excel 等の汎用形式とし、CD-R 等とする。

なお、PDF 図面の電子データのサイズは、1 枚あたり 300KB 以内を目安とする。

※ 部数の詳細については、監督員との協議による。

別表2 「図面内訳（標準）」

	図面	標準縮尺	備考
建築設計図	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図 敷地求積図 配置図 面積表 仕上げ表 平面図（各階） 立面図（各面） 断面図 矩計図 詳細図 (平面詳細図) (断面詳細図) (部分詳細図) 展開図 天井伏図 建具キープラン 建具表 工作物等詳細図 外構平面図 外構詳細図 植栽図 仮設計画図（指定仮設） 仮設計画図（参考図） 工事工程表 各種計算書 その他計画通知申請に必要な図面	1/3000 1/600 (500) 1/100 (200) 1/100 (200) 1/100 (200) 1/20 (30) 1/20 (30) 1/50(100) 1/100 (200) 1/200 1/50 (100) 1/200 1/20(30, 50)	図面枚数が少ない場合は省略 同上 必要に応じて建物求積図を作成する。 必要に応じて1/2、1/3、1/5、1/10 又は1/50を用いることができる。 配置図又は外構図と組み合わせることができる。 必要に応じて1/300、1/500 又は1/600を用いることができる。 外構図と組み合わせることができる。 参考図と組み合わせることができる。 必要に応じて図面に記載する
	構造 構造共通図 杭・基礎・基礎梁・床版伏図 各階伏図 軸組図 断面リスト 配筋リスト 配筋詳細図 標準詳細図 基礎配筋図 各部配筋図 鉄骨詳細図 各種計算書 その他計画通知申請に必要な図面	1/100 (200) 1/100 (200) 1/100 (200) 1/30 (50) 1/20 (30) 1/20 (30) 1/30 (50) 1/30 (50) 1/20 (30)	必要に応じて図面に記載する

注：詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。

注：図面の作成はA1、出力用紙サイズはA3とする。

注：PDF 図面の電子データのサイズは、1枚あたり300kB以内を目安とする。

		図 面	標準縮尺	備 考
電気設備設計図	電気	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図 全体配置図（平面図） その他計画通知申請に必要な図面 屋外設備配線図（平面図） 機器仕様書 機器姿図 結線図 機器配置・配線図（平面図） 系統図、システムブロック図 空配管図（平面図） 分電盤回路表 制御盤回路表 その他「通信・情報」に掲げる図表	縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 同上
	通信・情報	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図 全体配置図（平面図） 屋外設備配線図（平面図） 機器仕様書 機器姿図 系統図、システムブロック図 構内配線図 （通信・情報設備配管図） 機器配置図（平面図） 機器設置場所一覧表（卓上電話機等の固定設置しない機器がある場合） その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 同上
	昇降機	表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図 仕様一覧表 平面詳細図 出入口詳細図 昇降路断面図 かご室内詳細図 監視設備詳細図 設置平面図・設置断面図 その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 同上 機械室平面図含む 監視盤図、配線図等含む エスカレーター設備の場合

注：詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。

注：図面の作成はA1、出力用紙サイズはA3とする。

注：PDF図面の電子データのサイズは、1枚あたり300KB以内を目安とする。

		図 面	標準縮尺	備 考
機械設備設計図	給排水衛生・ガス	表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図 機器表 器具表 系統図 屋外設備図 平面図（各階） 詳細図・断面図 その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 同上 便所・機械室等
	空調	表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図 機器表 系統図（ダクト） 平面図（ダクト）（各階） 系統図（配管） 平面図（配管）（各階） 自動制御設備 機器表・システム 図・動作ブロック図・平面図（各階） 詳細図・断面図 その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 同上 必要に応じて屋外設備図を作成 必要に応じて屋外設備図を作成 機械室等

注：詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。

注：図面の作成は A1、出力用紙サイズは A3 とする。

注：PDF 図面の電子データのサイズは、1 枚あたり 300KB 以内を目安とする。

敷地測量委託仕様書

令和6年6月

東京都板橋区

敷地測量委託仕様書

目 次

第1章	総 則	1
第1節	一 般 事 項	1
第2節	着 手	4
第3節	施行の適正化	4
第4節	安 全 管 理	5
第5節	完 了	6
第2章	測 量 一 般	7
第1節	一 般 事 項	7
第2節	測量の進め方	8
第3節	測量の計算	8
第4節	作 図	8
第5節	技 術 管 理	9
第6節	納入成果品	9
第3章	多 角 測 量	10
第1節	一 般 事 項	10
第2節	測 量 作 業	10
第3節	作 図	12
第4節	成 果	12
第4章	水 準 測 量	13
第1節	一 般 事 項	13
第2節	測 量 作 業	13
第3節	作 図	14
第4節	成 果	14
第5章	現 況 測 量	15
第1節	一 般 事 項	15
第2節	測 量 作 業	15
第3節	作 図	16
第4節	成 果	16

第6章	高低測量	-----	17	
第1節	一般事項	-----	17	
第2節	測量作業	-----	17	
第3節	作 図	-----	18	
第4節	成 果	-----	18	
第7章	面積測量	-----	19	
第1節	一般事項	-----	19	
第2節	測量作業	-----	19	
第3節	作 図	-----	20	
第4節	成 果	-----	21	
第8章	その他調査	-----	22	
第1節	一般事項	-----	22	
第2節	樹木調査	-----	22	
第3節	建築物調査	-----	23	
第4節	排水調査	-----	23	
第5節	工作物調査	-----	23	
第6節	電気設備調査	-----	24	
第7節	機械設備調査	-----	24	
別紙				
	図面表題部仕様（標準寸法）	別紙－1	-----	25
	真北測定調書	別紙－2	-----	26

第1章 総 則

第1節 一 般 事 項

1.1.1 適用範囲

- 1 この仕様書は、板橋区が施行する敷地測量委託に適用する。
- 2 測量仕様書間に相違がある場合の優先順位は次の(1)から(5)までの順番のとおりとし、これにより難しい場合は、「1. 1. 3 疑義の解釈」による。
 - (1) 質問回答書((2) から (5) までに対するもの)
 - (2) 説明書
 - (3) 特記仕様書
 - (4) 図面
 - (5) 本仕様書

1.1.2 用語の定義

この仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「受託者」とは、測量業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- 2 「監督員」とは、委託者が監督員(総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称していう。)として受託者に通知した板橋区職員で、契約図書に定められた範囲内において受託者、代理人又は主任技術者に対する指示、承諾、協議、測量業務の進捗状況の確認及び測量仕様書に記載された内容の履行状況の確認等の職務を行う者をいう。
- 3 「代理人」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使する者で、受託者が定めた者をいう。
- 4 「主任技術者」とは、契約図書に基づき、契約上の権限の行使又は義務の履行に関する技術上の一切の事項を処理する者で、受託者が定めた者をいう。
- 5 「契約図書」とは、委託契約書(以下「契約書」という。)及び測量仕様書をいう。
- 6 「測量仕様書」とは、この仕様書(仕様書において定める資料及び基準等を含む。)、特記事項及び図面とこれらに係る質問回答書及び説明書をいう。
- 7 「指示」とは、監督員が受託者に対し、測量業務の遂行上必要な事項について、書面によって示し、実施させることをいう。
- 8 「承諾」とは、受託者が監督員に対し、書面で申し出た測量業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。
- 9 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- 10 「提出」とは、受託者が監督員に対し、測量に係る書面又はその他の資料を説明し、それを差し出すことをいう。
- 11 「通知」とは、監督員が受託者に対し、測量の履行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 12 「報告」とは、受託者が監督員に対し、測量の履行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 13 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は押印された文書をいう。ただし、関係規定等で署名又は押印を不要とした文書は、署名又は押印がない場合も有効な書面として取り扱う。

	14 「樹木調査」とは、樹種、樹高、葉張り、幹周等を調査し、書面にまとめることをいう。
	15 「検査」とは、契約図書に基づき測量の完了を確認することをいう。
1.1.3 疑義の解釈	受託者は、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議し、その指示に従わなければならない。
1.1.4 受託者の義務	<ol style="list-style-type: none"> 1 受託者は測量の実施に当たり、測量の意図及び目的を十分に理解した上で作業しなければならない。 2 受託者は、最大限の技術力を発揮して作業に当たり、諸基準に適合した所定の成果をあげるとともに、成果がより満足した結果になるように努力をしなければならない。
1.1.5 官公署等への手続	<ol style="list-style-type: none"> 1 測量の実施に必要な関係官公署等への諸手続は、受託者において迅速に処理すること。 2 測量の実施に際して、公共物管理者等関係機関及び地元関係者との交渉等を要するとき又は問い合わせ若しくは苦情等を受けたときは、速やかにその旨を監督員に報告して指示によること。
1.1.6 関係書類の提出	<p>受託者は、別に定める「請負者提出書類処理基準（東京都板橋区・平成28年4月）」（以下「処理基準」という。）に基づき、関係書類を提出すること。</p> <p>なお、この処理基準に定めのないものについては、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、監督員が様式を指示した場合、これによること。</p>
1.1.7 法令等の遵守	<ol style="list-style-type: none"> 1 測量の実施に当たっては、関係法令及び板橋区条例・規則並びに測量の実施に関する諸基準等（以下「諸法規」という。）を遵守すること。 2 作業員に対する諸法規の運用・適用は、受託者の責任と負担において行うこと。
1.1.8 費用負担	測量委託の完了検査、測量器具の検定等及び官公署等への諸手続に必要な費用は、受託者の負担とする。
1.1.9 測量の中止等	板橋区が必要と認めるときは、受託者と協議の上測量委託を中止し、又は中止の解除をすることがある。
1.1.10 土地の立入り等	<ol style="list-style-type: none"> 1 受託者は、測量の実施のため、第三者の土地に立ち入り又は草木の伐採等（以下「土地の立入り等」という。）を行う場合、監督員等と協議し、その指示に従い必要な手続を行うこと。 2 受託者は、土地の立入り等を行う場合は腕章（受託者が調整したもので、監督員が承諾したもの。）を着用すること。 3 測量の実施に当たり、常に言動・服装・仕草等に注意し土地所有者等関係人に

	不快感・嫌悪感等を与えないように細心の注意を払うこと。
1.1.11 著作権	受託者は、提出資料のうち、著作権法（昭和45年法律第48号）による保護を受けるものについては、受託者の責任において必要な措置を講ずること。 これに必要な費用は受託者の負担とする。
1.1.12 契約図書等の取扱	受託者は、契約図書をこの測量の実施のため以外に使用しないととも、その内容を第三者に漏えいしないこと。ただし、あらかじめ監督員と協議し、その承諾を受けた場合はこの限りではない。
1.1.13 環境により良い自動車利用	受託者は、この測量の実施に当たって、自動車を使用し、又は利用する場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守する。 (1) ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。 (2) 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車とすること。 (3) 低公害・低燃費な自動車の使用又は利用に努めること。 なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
1.1.14 再委託	1 契約書第5条に基づき指定する次の主要部分は、再委託してはならない。 ・測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等 2 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの軽微な部分を除く業務の一部を再委託するに当たっては、監督員の承諾を得た上で、当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、再委託先（以下「協力会社」という。）が板橋区の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。 3 受託者は、協力会社の業務執行体制、経歴等の概要を委託者に提出しなければならない。 4 受託者は、協力会社に対し業務の実施について適切な指導及び管理を実施しなければならない。
1.1.15 不当介入に対する通報報告	本契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、「東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成24年2月6日区長決定）に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力を行うこと。

第2節 着 手

1.2.1 業務の開始

受託者は、契約確定の日の翌日以降、速やかに業務を開始すること。

1.2.2 着手届の提出

- 1 受託者は、業務の開始に先立ち、委託者に着手届を提出すること。
- 2 委託着手届には工程表を添付すること。

1.2.3 代理人

受託者は、代理人を定め、書面により発注者に提出すること。
また、変更したときも同様とする。

1.2.4 主任技術者

- 1 受託者は、主任技術者を定め、書面により発注者に提出すること。
また、変更したときも同様とする。
- 2 主任技術者は、代理人がこれを兼ねることができる。
- 3 主任技術者は、測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の有資格者でなければならない。

第3節 施行の適正化

1.3.1 作業計画書

- 1 受託者は、あらかじめ測量の実施に必要な作業計画書を監督員に提出すること。作業計画書には、次の事項について記載又は添付すること。
 - (1) 契約概要について
 - (2) 工程表
 - (3) 測量方法について
 - (4) 使用測量機器一覧表（機器の検定証明書を含む。）
 - (5) 緊急時の連絡体制及び対応について
 - (6) 安全管理並びに交通及び保安の措置について
 - (7) 作業員名簿
 - (8) その他、監督員が指示するもの
- 2 作業計画書の内容に変更等が生じたときは、速やかに変更又は追加の書類を監督員に提出すること。

1.3.2 工程管理

- 1 受託者は、作業計画書に変更が生じ、その内容が重要な場合には監督員と協議し、その都度変更した作業計画書を提出すること。
- 2 監督員が特に指示した場合は、更に細部の作業計画書を提出すること。
- 3 測量の実施に当たり、作業の時期を定められた測量があるときは、監督員と事前に協議し、工程の円滑な進行を図ること。

1.3.3 測量用機器及び 電算プログラムの 検定	測量機器及び電算プログラムは、各作業に適応した所定の方法により点検及び検定を行い、検定証明書等を作業計画書に添付して提出すること。
1.3.4 測量関係書類の 整備	受託者は、測量に関する関係書類を備え、随時監督員が点検できるように整備しておくこと。
1.3.5 記録写真	<ol style="list-style-type: none"> 1 受託者は、敷地の全景、測量の種別、作業状況、各種基準点（点の記においては既知点を含む）及び敷地境界点等を写真に記録し、測量の種別及びその作業の順序毎に整理し、写真番号を添付して、写真帳を作成し、監督員に提出すること。 なお、記録写真には、測量か所、測量の種別、撮影年月日及び会社名を明示すること。 2 記録写真の大きさはL版（サービスサイズ）を標準とする。 3 記録写真は、すべてカラー写真とすること。 4 デジタルカメラによる写真については、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できるものとし、仕様は、次に示すものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 黒板の文字及び撮影対象が明瞭に確認できること。 (2) デジタルカメラのデータを印刷する場合のインク・用紙について、通常の使用条件のもとでは3年程度顕著な劣化が生じないものとすること。 なお、デジタルカメラを使用した場合は、電子データも併せて提出すること。 この場合における納品の方法等については、監督員と協議すること。 5 その他、写真撮影の方法・整理と保存等については、別途定める「工事記録写真撮影要領」を参考とすること。

第4節 安全管理

1.4.1 事故防止	<ol style="list-style-type: none"> 1 受託者は、公衆の生命、身体及び財産に関する危害、迷惑を防止するため必要な措置を講じること。 2 測量の実施中に事故等が発生したときは、応急措置・二次災害の防止等必要な措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過並びに事故による被害の内容等について遅滞なく監督員に報告し、その指示によること。
1.4.2 交通及び保安上の 措置	<p>測量の作業実施中、交通の妨害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為がないように次の事項を守り、交通及び保安上に十分注意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業区域内に、車両又は歩行者の通行があるときは、その妨げにならないように十分注意する。特に、歩行者の安全には十分に注意し、必要に応じて交通整理員を配置すること。 (2) 測量の実施のため、交通の禁止又は制限する必要があるときには、監督員と協議し、関係機関の許可を得ること。 (3) 作業を行うもの自身の安全にも十分留意すること。

第5節 完 了

1.5.1 完了届の提出

受託者は、測定の完了後、速やかに、委託者に完了届を提出すること。

1.5.2 成果品の提出

- 1 受託者は、測定が完了したときは、成果品を点検、整備の上、速やかに監督員に提出し、検査を受けなければならない。
- 2 測定の検査に必要な費用は、受託者の負担とする。
- 3 書類等の編集装丁については、監督員の指示によるものとする。
- 4 成果品の引渡後、内容に不備・不完全が発見された場合は、受託者の負担と責任において、直ちに補正をしなければならない。
- 5 提出物及び部数は特記事項による。

第2章 測量一般

第1節 一般事項

2.1.1 準拠すべき図書

本仕様書に定めがあるもののほかは、次の法律及び図書に準拠して行うこと。
なお、次の法律及び図書以外のものに準拠する場合は、あらかじめ監督員と協議すること。

番号	名 称	摘 要
1	測量法	
2	公共測量作業規程	東京都
3	公共測量作業規程の準則 基準点測量記載要領	社団法人日本測量協会
4	公共測量作業規程の準則 解説と運用	社団法人日本測量協会
5	国土調査法	
6	不動産登記法	
7	水準基標測量成果表	東京都土木技術支援・人材育成センター
8	東京都公共基準点使用要領	東京都土木技術支援・人材育成センター
9	東京都公共基準点	東京都土木技術支援・人材育成センター
10	基準点測量作業規程準則（国土交通省）	国土交通省
11	板橋区公共基準点管理保全要綱	板橋区

なお、2公共測量作業規程（東京都）は、作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号、平成23年3月31日付国土交通省告示第334号[一部改正]、平成25年3月29日付国土交通省告示第286号[一部改正]、平成28年3月31日付国土交通省告示第565号[一部改正]、令和2年3月31日付国土交通省告示第461号[一部改正]、令和5年3月31日付国土交通省告示第250号[一部改正]）を下記のとおり読み替えて準用するものとする。

- (1) 本文中の「準則」とあるのは「規程」と読み替えるものとする。
- (2) 第1条第1項中の「第34条」とあるのは「第33条第1項」と読み替えるものとし、同条第2項中の「規程は、」の下に「板橋区が行う」を加えるものとする。
- (3) 第2条中の「公共測量」とあるのは「この規定を適用して行う測量」と読み替えるものとする。
- (4) 附則中の「平成20年4月1日」、「平成23年4月1日」、「平成25年4月1日」、「平成28年4月1日」、「令和2年4月1日」及び「令和5年4月1日」とあるのは「承認日」とそれぞれ読み替えるものとする。

2.1.2 測量の種類

測量の種類は、次のとおりとする。

- (1) 多角測量
- (2) 水準測量
- (3) 現況測量

- (4) 高低測量
- (5) 面積測量

第2節 測量の進め方

2.2.1 資料調査

- 1 受託者は、契約図書の内容（意図・目的）を確認して、適切な成果が得られるよう準備を行い、測量の作業を実施すること。
- 2 受託者は、測量調査実施区域付近の国土調査法に基づく基準点等を活用すること。

2.2.2 広報

受託者は、円滑な測量を進めるため、監督員と協議の上、測量の実施に係るお知らせ文などにより、近隣住民等への広報を行うこと。

第3節 測量の計算

2.3.1 点検計算及び再測

受託者は、観測が終了したときは、観測値の良否を点検するため、速やかに所定の点検計算を行い、許容範囲を超えた場合は、必要な再測を行うこと。

2.3.2 計算結果の表示

測量の計算の結果については、原則として次に示すけた数までを表示すること。

名称	単位	けた数	端数処理
辺長（距離）	m	小数点以下第3位	小数点以下第4位切り捨て
面積値	m ²	小数点以下第6位	小数点以下第7位切り捨て
角値、方向角	秒	1の位	小数点以下第1位四捨五入
座標値	m	小数点以下第3位	小数点以下第4位四捨五入

第4節 作 図

2.4.1 製図作業上の精度

多角点、境界点等の作図の誤差は、0.2mm以内とすること。

2.4.2 文字・数字

文字は、横書きゴシック体とし、数字は、アラビア数字ゴシック体とし、それぞれ字高2.5mm以上（MSゴシック10ポイント以上）で明瞭に判読できる表記とすること。

なお、図面の大小、その他の理由により文字の大きさを変えることができる。ただし、その際にはあらかじめ監督員と協議すること。

2.4.3
測量図等の図式
及び測量図表題
部等

- 1 本測量の図式は、原則として、公共測量作業規程（東京都）の「大縮尺地形図図式」によること。
- 2 図面表題部は、図面表題部仕様（標準寸法）（別紙－1）により、図面の右下余白に明記すること。
- 3 方位は、原則として真北方位で、図面の上部余白に明記すること。
- 4 座標値一覧表の備考欄には、境界標識の形状を明記すること。
- 5 図面は、多角測量、水準測量、現況測量、高低測量及び面積測量等の複数の測量成果を1枚にまとめて作図（重ね図）することができる。ただし、その際には、あらかじめ監督員と協議すること。

第5節 技術管理

2.5.1
技術管理

技術管理は受託者が自ら行うものであり、その範囲及び提出書類等については次のとおりとする。

- (1) 作業計画全般について、総合的に技術の再検討を行うこと。
原則として、成果の提出は求めないが、測量作業が大規模な場合又はその内容が技術的に極めて高度であるか若しくは極めて複雑・困難であると認められたときは、検討の結果についての報告書を作成し、提出すること。
- (2) 精度管理表の作成
受託者は、測量の正確さを確保するため、適切な精度管理を行い、この結果に基づいて精度管理表を作成すること。
- (3) 精度管理の点検測量
ア 測量成果の精度を確認するための点検測量は、各工種の作業量に対して次に基づいた点検を行うこと。

測量種別	点検測量率
多角測量	5%以上
水準測量	5%以上
現況測量	2%以上
高低測量	2%以上
面積測量	2%以上

- イ 点検測量は、受託者が各工種作業の終了時に行うこと。
- ウ 点検測量の記録は、点検測量簿として完了検査時に提出すること。

第6節 納入成果品

2.6.1
納入成果品の用
紙の規格

納入成果品の用紙の規格は、特記仕様書によるものとする。

第3章 多角測量

第1節 一般事項

3.1.1 目的

多角測量は、現況測量及び面積測量を実施するための基準点として、測量点を設置し、その成果を求めることを目的とする。

第2節 測量作業

3.2.1 作業区分

多角測量の作業区分は次のとおりとする。

- (1) 作業計画
- (2) 選点
- (3) 測量標の設置
- (4) 観測（点の記観測を含む。）
- (5) 計算
- (6) 成果等の点検整理（精度管理観測を含む。）

3.2.2 選点等

多角点の選点等に当たり次のとおりとする。

- (1) 多角測量の基準となる点は、3級基準点以上の基準点又はこれと同等の精度を有すると認められる街区基準点等とする。これにより難しい場合は、監督員と協議すること。
- (2) 測量区域を包括できる範囲内において、各測量の目的により地形、地物及び境界点を考慮すること。
- (3) 多角測量は、結合多角方式又は結合多角方式とする。ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ監督員と協議すること。
- (4) 多角路線は、最短経路を選定し、多角点間の距離は、均一になるように選点すること。
- (5) 多角点は、原則として左回りで一連番号を付けること。
また、その位置は、3方から測定し、後日、位置の確認ができるよう点の記を作成すること。
- (6) 境界点及び主要な部分については座標値により表示すること。
- (7) 座標値は、平面直角座標系（平成14年国土交通省告示第9号）に規定する世界測地系に従う直角座標とすること。

3.2.3 機器

観測に使用する主要な機器は、トータルステーション等（以下「TS等」という。）を用いるものとする。

3.2.4
観測

観測は、次に定めるところにより実施するものとする。

項 目			制 限 値	項 目			制 限 値
水 平 角 観 測	方 向 観 測 法	対回数	2 対回	距 離 測 定	T S 等	読取値	mm
		水平目盛 位置	0 度、 9 0 度			セット数※	2
		倍角差	6 0 秒		鋼 卷	テープ片道 の読取回数	2
		観測差	4 0 秒			テープ読取 の較差	3mm以内
鉛直角 観測	対回数	1 対回	尺	往復較差	30m までは 3 mm 30m 以上は 1/10,000 以内		
	定数差	6 0 秒		※ 1 視準 2 読定を 1 セットとする。			

3.2.5
真北方位観測

真北の観測は、原則として、太陽又は北極星観測により実施すること。
なお、他の観測の方法とする場合は、監督員と協議すること。

3.2.6
計算

計算は、第 2 章第 3 節「測量の計算」に基づき、行うこと。

3.2.7
許容値

多角測量の許容値は下表により、閉合差が表の値を超えた場合は、再測を行うこと。

	結合多角・単路線	単位多角形
水平位置の閉合差	$1.5 \text{ cm} + 1.0 \text{ cm} \sqrt{N} \cdot \Sigma S$	$5 \text{ cm} \sqrt{N} \cdot \Sigma S$

N：辺数、 ΣS ：路線の合計長 (km)

第3節 作 図

3.3.1 作図

多角点網図は、第2章第4節「作図」により作成すること。

また、多角点網図には、次の事項を表示する。

- (1) 多角点、境界点及び点の記号、番号
- (2) 多角点、境界点及び点の記の座標値、種別名
- (3) 多角点間の方向角、距離、方向矢印及び多角網線（実線）
- (4) 境界点間距離及び境界線（破線）
- (5) 地番、道路路線番号及び境界標の向き
- (6) 境界点周辺略図
- (7) 真北の方向
- (8) その他、監督員の指示する事項

第4節 成 果

3.4.1 成果品の点検・ 提出

- 1 受託者は、第2章第6節「納入成果品」に基づき、成果品を作成すること。
- 2 受託者は、上記の成果品を自己点検の上、監督員に提出し、第1章第5節「完了」に定める完了検査を受けなければならない。
- 3 提出物及び部数は特記仕様書による。

第4章 水準測量

第1節 一般事項

- 4.1.1
目的
水準測量は、高低測量を実施するために、水準点の最新の成果を基準として、当該敷地地域に仮水準点を設置することを目的とする。
- 4.1.2
高さの基準
高さの基準は、原則として、霊岸島量水標零位を基準とした標高（A. P.）を用いるものとし、成果品に明示する。ただし、他の標高による場合は、あらかじめ監督員と協議すること。
- 4.1.3
使用する水準点
使用する水準点は、原則として東京都土木技術支援・人材育成センターの「水準基標測量成果表」による。ただし、他の水準点を使用する場合は、あらかじめ監督員と協議すること。
- 4.1.4
仮水準点
仮水準点は、適切な場所（堅牢な構造物上に2点以上）に設置すること。

第2節 測量作業

- 4.2.1
作業区分
水準測量の作業区分は次のとおりとする。
(1) 作業計画
(2) 選点
(3) 測量標の設置
(4) 観測（点の記観測を含む。）
(5) 計算
(6) 成果等の点検整理（精度管理観測を含む。）
- 4.2.2
水準点選点
水準点の選点は、測量区域を包括できる範囲内において、各測量の目的により地形、地物及び境界点を考慮して適切な位置を選定すること。
- 4.2.3
機器
観測に使用する主要な機器は、水準儀（3級レベル）、標尺（2級標尺）（以下「水準儀等」という。）を用いるものとする。

4.2.4
観測

関係点間の高低差を観測し、観測簿等に記録すること。

4.2.5
許容値

往復観測値の較差の許容範囲は、 $20\text{mm}\sqrt{s}$ 以内（ s は観測距離の延長距離 (Km) とする。）

較差がこれを超えた場合は、再測を行うこと。

4.2.6
計算

観測簿上の前視、後視の読取值及び水準差のそれぞれの和、距離の和は、水準路線ごとに求めること。

第3節 作 図

4.3.1
作図

水準図は、第2章第4節「作図」により作成すること。

また、図面には、次の事項を表示する。

- (1) 使用した水準点の基標番号、標高及び所在地
- (2) 仮水準点の記号、番号及び点の記
- (3) その他、監督員の指示する事項

第4節 成 果

4.4.1
成果品の点検・提出

- 1 受託者は、第2章第6節「納入成果品」に基づき、成果品を作成すること。
- 2 受託者は、上記の成果品を自己点検の上、監督員に提出し、第1章第5節「完了」に定める完了検査を受けなければならない。
- 3 提出物及び部数は特記仕様書によるものとする。

第5章 現況測量

第1節 一般事項

5.1.1
目的

現況測量は、当該敷地の現地状況を測定し、現況平面図を作成することを目的とする。

第2節 測量作業

5.2.1
作業区分

現況測量の作業区分は次のとおりとする。

- (1) 作業計画
- (2) 基準点の設置
- (3) 現況測量
- (4) 編集
- (5) 現況平面図作成
- (6) 成果等の点検整理

5.2.2
基準点の設置

現況測量に必要な基準点を設置すること。

5.2.3
現況測量

- 1 現況は現地状況を適切に図面に表現するため、細部にわたり測量すること。
- 2 境界点及び主要な部分については座標値により表示すること。
- 3 座標値は、平面直角座標系（平成14年国土交通省告示第9号）に規定する世界測地系に従う直角座標とすること。

5.2.4
機器

観測に使用する機器は、第3章第2節3「機器」によること。

5.2.5
観測

観測は、次に定めるところにより実施すること。

項 目			制 限 値	項 目			制 限 値
水 平 角 観 測	方 向 観 測 法	対 回 数	0.5 対 回	距 離 測 定	T S 等	読 取 値	mm
		水 平 目 盛 置 位	0 度			セ ッ ト 数 ※	1
鉛 直 角 観 測	対 回 数	0.5 対 回	鋼 卷 尺		テ ー プ 片 道 の 読 取 回 数	1	※ 1 視 準 2 読 定 を 1 セ ッ ト と す る。

5.2.6
編集

現況測量で得られた現地状況のデータを編集し、編集済データを作成すること。

第3節 作 図

5.3.1
作図

現況平面図は、第2章第4節「作図」及び監督員の指示により作成すること。
また、図面には、以下のものを明記する。

- (1) 凡例、所在地名、地番、真北、敷地辺長距離及び内角の明示
- (2) 地形、建築物、工作物、上水道・下水道・ガス・電気等の柵、樹木等の地上
物件の位置を明示
- (3) 敷地に接する道路等、鉄道等、河川等の名称
- (4) 多角点の番号又は記号
- (5) 真北の方向
- (6) ベンチマークの位置及び高さ
- (7) その他、監督員が指示する事項及び名称

第4節 成 果

5.4.1
成果品の点検・
提出

- 1 受託者は、第2章第6節「納入成果品」に基づき、成果品を作成すること。
- 2 受託者は、上記の成果品を自己点検の上、監督員に提出し、第1章第5節「完了」に定める完了検査を受けなければならない。
- 3 提出物及び部数は特記仕様書によるものとする。

第6章 高低測量

第1節 一般事項

6.1.1 目的

高低測量は、当該敷地等の地盤高等を測定し、高低測量図を作成することを目的とする。

第2節 測量作業

6.2.1 作業区分

高低測量の作業区分は次のとおりとする。

- (1) 作業計画
- (2) 高低点観測
- (3) 計算処理
- (4) 高低測量図作成
- (5) 成果等の点検整理

6.2.2 高低観測

- 1 高低観測は方眼法により観測点を設定すること。ただし、次のいずれかに該当する場合も観測点を設定すること。
 - (1) 方眼点は、方眼線上で地形が大きく変化する場所（50cm以上の高低差を目安とする。）、方眼線上の測量範囲境、多角点及び監督員が指示する個所
 - (2) 道路の中心点、及び下水道施設等の蓋高
 - (3) 建物等のため方眼点が測定できない場合は、方眼点の近接地を観測する。
- 2 基準となる方眼線の始点及び終点には、鋸等を打ち込んで標示する。

6.2.3 機器

測定に使用する機器は、第4章第2節3「機器」によること。

6.2.4 高低観測

- 1 観測は、仮水準点を基準に、原則として直接水準測量とすること。ただし、直接水準測量が出来ないときは、あらかじめ監督員と協議の上、間接測量によるものとする。
- 2 観測は、mm位までとすること。

6.2.5 許容値

往復観測値の較差の許容範囲は、 $20\text{mm}\sqrt{s}$ 以内（ s は観測距離の延長距離（Km）とする。）
較差がこれを超えた場合は、再測を行うこと。

6.2.6
計算

計算は、第2章第3節「測量の計算」に基づき、行うこと。

第3節 作 図

6.3.1
作図

高低測量図は、第2章第4節「作図」及び監督員の指示により作成すること。
また、図面には、以下のものを明記する。

- (1) 使用した水準点の基標番号、標高及び所在地
- (2) 仮水準点の番号（KBM）、標高及び点の記
- (3) 各多角点、方眼点、その他の測点及びその標高
- (4) その他監督員の指示する事項

第4節 成 果

6.4.1
成果品の点検・
提出

- 1 受託者は、第2章第6節「納入成果品」に基づき、成果品を作成すること。
- 2 受託者は、上記の成果品を自己点検の上、監督員に提出し、第1章第5節「完了」に定める完了検査を受けなければならない。
- 3 提出物及び部数は特記仕様書によるものとする。

第7章 面積測量

第1節 一般事項

7.1.1 目的

面積測量は、当該敷地について測量し、敷地面積測量図及びその他の資料を作成することを目的とする。

7.1.2 面積の算出

- 1 面積の算出は、原則として、当該敷地及び当該敷地内における都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条に定める地域別とする。ただし、これにより難しい場合は、監督員の指示によること。
- 2 当該敷地内に、管理者が異なる公共用地が存する場合、又は将来において、管理者が異なる公共用地となることが見込まれる場合は、原則として、この面積を算出すること。
- 3 当該敷地内に高圧線下敷等があるとき、原則として、その面積を算出すること。

7.1.3 面積の計算

面積計算は、原則として、座標法とすること。ただし、監督員が必要と認めた場合は、併せて数値三斜法による計算を行うこと。

第2節 測量作業

7.2.1 作業区分

面積測量の作業区分は次のとおりとする。

- (1) 作業計画
- (2) 境界点観測（点の記観測を含む。）
- (3) 計算処理
- (4) 面積測量図作成
- (5) 成果等の点検整理（精度管理観測を含む。）

7.2.2 測量方法

- 1 多角点を基準に直接境界点を視準し、放射法により測定すること。
- 2 多角点から直接境界点が視準できないときは、監督員の承諾を得て、補助多角点を設置し、放射法により測定すること。
- 3 境界点及び主要な部分については座標値により表示すること。
- 4 座標値は、平面直角座標系（平成14年国土交通省告示第9号）に規定する世界測地系に従う直角座標とすること。

7.2.3 距離測定

境界点間距離は、直接測定により確認しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ監督員と協議すること。

7.2.4
機器

観測に使用する機器は、第3章第2節3「機器」によること。

7.2.5
観測

観測は、次に定めるところにより実施すること。

項 目			制 限 値	項 目			制 限 値
水 平 角 観 測	方 向 観 測 法	対 回 数	0.5 対 回	距 離	T S 等	読 取 値	mm
		水 平 目 盛 置 位	0 度			セ ッ ト 数 ※	1
鉛 直 角 観 測		対 回 数	0.5 対 回	測 定	鋼 巻 尺	テ ー プ 片 道 の 読 取 回 数	2
						テ ー プ 読 取 の 較 差	5 mm 以 内
					※ 1 視 準 2 読 定 を 1 セ ッ ト と する。		

7.2.6
計算

計算は、第2章第3節「測量の計算」に基づき、行うこと。

第3節 作 図

7.3.1
作図

敷地面積測量図は、第2章第4節「作図」により作成すること。

また、図面には、次の事項を表示する。

- 1 当該敷地実測面積
- 2 公共用地実測面積
- 3 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条に定める地域別の実測面積
- 4 高圧線下敷等の実測面積
- 5 支障物件（民有地の構造物が区有地に越境している場合、又は区有地構造物が民有地に越境している場合）の実測面積
- 6 境界点及び境界線
- 7 周辺距離（境界点間距離）
- 8 地番、公簿面積及び管理者が異なる公共用地の管理者名
- 9 三斜線及び三斜長
- 10 面積計算表（座標法及び必要に応じて数値三斜法）
- 11 多角点及び境界点の記号、番号
- 12 多角点及び境界点の座標値、種別名
- 13 境界点の種別
- 14 その他監督員の指示する事項

第4節 成 果

7.4.1 成果品の点検・ 提出

- 1 受託者は、第2章第6節「納入成果品」に基づき、成果品を作成すること。
- 2 受託者は、上記の成果品を自己点検の上、監督員に提出し、第1章第5節「完了」に定める完了検査を受けなければならない。
- 3 提出物及び部数は特記仕様書によるものとする。

第8章 その他調査

第1節 一般事項

- 8.1.1
適用範囲
- その他調査は、敷地内の建築物、工作物、樹木並びに敷地内及び敷地周囲の排水設備、電気設備、機械設備等の調査に適用する。
- 8.1.2
種別
- 調査の種別は次により、適用及び適用範囲は特記による。
- (1) 樹木調査
 - (2) 建築物調査
 - (3) 排水調査
 - (4) 工作物調査
 - (5) 電気設備調査
 - (6) 機械設備調査
- 8.1.3
現況調査
- 1 現況調査は、調査場所において、調査すべき対象の写真撮影を行う。その際、次の 8.1.4 資料調査での調査上必要な図面及びその他の資料と照合する際に必要な程度を撮影する。撮影した写真は、写真帳に綴りインデックス等により分かり易く整理する。
 - 2 調査のため、部分取り壊し、地盤掘削等の作業を行う場合には、特記による。
- 8.1.4
資料調査
- 資料調査は、調査区域の管理者及び関係機関において、調査上必要な図面及びその他の資料により行う。
- 現況調査との結果を照合し、相違の確認を行う。
- 調査結果の照合が困難な場合には、監督員と協議する。

第2節 樹木調査

- 8.2.1
適用範囲
- この節は、樹木の調査に適用する。
- 8.2.2
樹木調査
- 樹木調査は、敷地内の樹木（低木を含む。）について、樹種、樹高、葉張り、幹周（高さ1.2mの位置。なお、低木は除く。）、数量（株数）、移植の可否等について行う。
- 調査対象は、特記による。特記がなければ、すべての樹木の調査とし、写真撮影においても、すべての樹木の樹種、樹高、葉張り、幹周が分かるようにする。また、その際に遠景写真も撮影すること。

第3節 建築物調査

8.3.1 適用範囲

この節は、建築物の調査に適用する。

8.3.2 建築物調査

建築物調査は、建築物の形状、大きさ、高さ、構造種別、仕上げの概要等について行う。

第4節 排水調査

8.4.1 適用範囲

この節は、排水の調査に適用する。

8.4.2 排水調査

排水調査は、敷地内及び敷地隣接の道路（公道）にある排水ますの種類、大きさ、天端高及びます底高、排水本管の種類、管径、管底高、流水方向、こう配、敷地内排水との取合い関係等について行う。

下水道放流区域外の場合は、し尿浄化槽設備の設置に関する地方公共団体の条例、指導を調査する。

第5節 工作物調査

8.5.1 適用範囲

この節は、工作物の調査に適用する。

8.5.2 工作物調査

工作物調査は、敷地内の門、囲障、残存基礎、鉄塔、防空壕、擁壁、石積、舗装、井戸等の位置、形状、大きさ、高さ等について行う。

第6節 電気設備調査

8.6.1 適用範囲

この節は、電気設備の調査に適用する。

8.6.2 電気設備調査

敷地内及び周囲にある電気設備の調査は、位置、形状、寸法、容量等について行い、調査事項は次による。

- (1) 配電線路（電柱の位置、高さ及び番号、相数並びに電圧種別、外灯の位置、高さ及び種類、電力引込み点、引込み方法）
- (2) 通信線路（電柱の位置、高さ及び番号並びに対数、電話引込み点、引込み方法）
- (3) 地中線の敷設工法、深さ、管径、管材質、経路及び管路の状態
- (4) マンホール及びハンドホールの位置、形状、寸法
- (5) 屋外形受変電設備（種類、位置、配置、寸法、容量、概算重量）

第7節 機械設備調査

8.7.1 適用範囲

この節は、機械設備の調査に適用する。

8.7.2 機械設備調査

機械設備調査は、敷地内及び敷地隣接の道路（公道）にある配水管、ガス管の種類、管路、管径、管材質、深さ、栓弁類の有無について行う。

敷地隣接の道路（公道）に配水管が敷設されていない場合は、付近の井戸の有無、深さ、水質、水量、地層、水脈、地方公共団体等の条例、指導等を調査する。

図面表題部仕様（標準寸法）

*記入例 単位

150			
30	120		
図面の名称	〇〇〇〇敷地測量図		
土地の表示 (所在)	板橋区板橋二丁目〇〇番ほか〇〇筆		
測量計画機関	板橋区〇〇〇〇部〇〇〇〇課		
測量作業機関	〇〇〇〇		
	〇〇区〇〇一丁目〇〇番〇号 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 主任技術者 〇〇〇〇 (測量士登録番号〇〇-〇〇)		
測量完了日	〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日	縮 尺	1/〇〇〇
摘要	〇〇敷地現況平面図		
		15	25

真 北 測 定 調 書

件 名	区立〇〇〇〇工事敷地測量
場 所	東京都板橋区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
測 定 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇時〇〇分〇〇秒から 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇時〇〇分〇〇秒まで
測 定 方 法	1 太陽 2 北極星 3 その他 (〇〇)
測 定 位 置	基準点視準方向
測定真北方位角	〇〇度〇〇分〇〇秒 (平均値)
測 定 機 器	〇〇
測 定 者 名	会社名及び代表者名 〇 〇 〇 〇 社 〇 〇 〇 〇 主任技術者 〇 〇 〇 〇
備 考	

敷地測量委託特記仕様書

特記仕様書の適用

本敷地測量委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）で、□印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。また、特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、「敷地測量委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

- 1 件名 区立板橋第五中学校改築基本設計及び実施設計業務委託
- 2 施行場所 板橋区板橋四丁目49番3号
- 3 契約期間 契約確定の日の翌日から、令和11年3月15日まで

- 4 測量等の内容
- 敷地測量 一式
 - その他調査 一式
 - 樹木調査
 - 建築物調査
 - 排水調査
 - 工作物調査
 - 電気設備調査
 - 機械設備調査

5 測量範囲等

- ア 測量範囲 図面による。
- イ 測量種類
- | | | |
|----------|------------|------------|
| (ア) 多角測量 | | 縮尺 1/1,000 |
| (イ) 水準測量 | | 縮尺 1/1,000 |
| (ウ) 現況測量 | 11,529.09㎡ | 縮尺 1/250 |
| (エ) 高低測量 | 11,529.09㎡ | 縮尺 1/250 |
| | | 方眼間隔 10m |
| (オ) 面積測量 | 11,529.09㎡ | 縮尺 1/250 |
| (カ) 樹木調査 | | |

6 成果品の用紙の規格

- ア 成果簿に使用する用紙は、別に定めがある場合を除き、原則として、A4判とし、材質は普通紙（再生紙を含む。）とする。ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ監督員と協議すること。
- イ 図面に使用する用紙の規格は、別に定めがある場合を除き、原則として、A1判とし、材質・厚み等は次によるもの若しくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）とし事前に協議する。ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ監督員と協議すること。

材 質	厚 み
ポリエステルフィルム	0.075mm (300番)

7 成果品

ア	作業計画書-----	2部
イ	多角測量	
	(ア) 成果表-----	2部
	(イ) 成果数値データ-----	2部
	(ウ) 多角点網図(境界点及び真北線含む)-----	2部
	(エ) 観測手簿一式-----	2部
	(オ) 観測記簿一式-----	2部
	(カ) 計算簿一式-----	2部
	(キ) 点の記(基準点及び多角点)-----	2部
	(ク) 精度管理表-----	2部
	(ケ) 点検測量簿一式-----	2部
	(コ) 真北測定調書-----	2部
	(サ) その他必要書類一式-----	2部
	(シ) (ウ)の白焼-----	2部
ウ	水準測量	
	(ア) 観測成果表及び平均成果表-----	2部
	(イ) 成果数値データ-----	2部
	(ウ) 水準路線図-----	2部
	(エ) 観測手簿一式-----	2部
	(オ) 計算簿一式-----	2部
	(カ) 点の記(水準点及び仮水準点)-----	2部
	(キ) 精度管理表-----	2部
	(ク) 点検測量簿一式-----	2部
	(ケ) その他必要書類一式-----	2部
	(コ) (ウ)の白焼-----	2部
エ	現況測量	
	(ア) 現況測量図(縮尺 1/250) (真北線含む)-----	2部
	(イ) 精度管理表-----	2部
	(ウ) その他必要書類一式-----	2部
	(エ) (ア)の白焼-----	2部
オ	高低測量	
	(ア) 高低測量図(縮尺 1/250)-----	2部
	(イ) 精度管理表-----	2部
	(ウ) その他必要書類一式-----	2部
	(エ) (ア)の白焼-----	2部
カ	面積測量	
	(ア) 面積求積図(縮尺 1/250)-----	2部
	(イ) 精度管理表-----	2部
	(ウ) その他必要書類一式-----	2部
	(エ) (ア)の白焼-----	2部
キ	その他調査(4「測量等の内容」で■印がある場合のみ適用する。)	
	■ 樹木調査、工作物調査	
	(ア) 樹木調査書-----	2部
	(イ) 工作物調査書-----	2部
	(ウ) その他必要書類一式-----	2部
ク	写真帳一式-----	2部
ケ	協議書等一式-----	2部
コ	アからケまでの電子データ-----	2部
	・納品の方法等については、監督員と協議すること。	
	・電子データ形式について成果簿等はPDF、図面は、JWW及びPDFとする。	

地盤調査委託仕様書

令和6年6月

東京都板橋区

目 次

第1章	総測	
1 節	一般事項.....	1
2 節	調査方法.....	4
3 節	報告書及び提出書類.....	6
第2章	調査仕様	
1 節	オーガーボーリング.....	9
2 節	ボーリング.....	9
3 節	試掘.....	10
4 節	サウンディング.....	10
5 節	サンプリング.....	11
6 節	自然水位の測定.....	12
7 節	土質試験.....	13
第3章	試験・測定	
1 節	平板載荷試験.....	14
2 節	孔内水平載荷試験.....	15
3 節	間隙水圧、地下水位の測定.....	16
4 節	CBR 試験.....	16
5 節	自然湧出ガス調査.....	17
6 節	その他の試験等.....	17
第4章	調査結果の整理及び考察	
1 節	一般事項.....	18
2 節	報告事項及び考察事項.....	18

第1章 総 則

1節 一 般 事 項

1.1.1 適 用 範 囲

1. 本仕様書は、板橋区が施行する地盤調査委託に適用する。
2. 調査は、設計図書に従い行う。
3. 設計図書間に相違がある場合の優先順位は次の(1)から(5)までの順番のとおりとし、これにより難しい場合は、「1.1.10 疑義に対する協議等」による。
 - (1) 質問回答書(2)から(5)までに対するもの
 - (2) 設計説明書
 - (3) 特記仕様書
 - (4) 図面
 - (5) 本仕様書

1.1.2 用 語 の 定 義

本仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- ア 「受託者」とは、地盤調査業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- イ 「監督員」とは、発注者が監督員として受託者に通知した都職員で、契約図書に定められた範囲内において受託者又は主任技術者に対する指示、承諾、協議、調査業務の進捗状況の確認及び設計図書に記載された内容の履行状況の確認等の職務を行う者をいい、総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称していう。
- ウ 「代理人」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使する者で、受託者が定めた者をいう。
- エ 「主任技術者」とは、契約の履行に関し、調査業務の技術上の管理及び統括等を行う者で、受託者が定めたものをいう。
- オ 「契約図書」とは、委託契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書をいう。
- カ 「設計図書」とは、本仕様書(本仕様書において定める資料及び基準等を含む。)、別冊の図面、設計説明書及びこれらの図書に係る質問回答書をいう。
- キ 「特記」とは、「1.1.1 適用範囲3(1)から(4)」に指定された事項をいう。
- ク 「指示」とは、監督員が受託者に対し、調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- ケ 「提出」とは、受託者が監督員に対し、調査業務に係る書面又はその他の資料を説明し、それを差し出すことをいう。
- コ 「報告」とは、受託者が監督員に対し、調査業務の遂行にかかる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- サ 「承諾」とは、受託者が監督員に対し、書面で申し出た調査業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。
- シ 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- ス 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は押印された文章をいう。ただし、関係規定等で署名又は押印を不要とした文章は、署名又は押印がない場合も有効な書面として取扱う。

	セ 「検査」とは、契約図書に基づき調査業務完了の確認をすることをいう。
1.1.3 調査計画書等	受託者は着手前に、調査の概要、業務管理体制、調査方法等を記載した調査計画書及び工程表を提出し、監督員の承諾を受ける。
1.1.4 主任技術者及び代理人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受託者は主任技術者及び代理人を定め、委託者に通知しなければならない。 2. 主任技術者は地質調査技士又はそれと同程度の技術力を有する者とする。主任技術者は調査を始める前に調査方法等必要な事項について監督員と協議する。また、調査中において、調査内容について技術的疑問が生じた場合は監督員と協議し必要な提案を行うほか、常に代理人を指揮監督しなければならない。 3. 代理人は地盤調査について十分な実務経験を有する者とする。代理人は調査中現場に常駐し調査の進捗状況について日報又は口答により逐次監督員に報告する。
1.1.5 地盤調査の立会検査	<p>以下の場合には監督員又は検査員の立会検査を受ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 試錐が指定の深さに達したとき (2) 設計図書に定めがある場合 (3) 監督員が指示する場合
1.1.6 作業の着手	作業の着手は契約確定の後、速やかに行うこと。
1.1.7 官公署その他関係機関への手続き	受託者は、調査の実施に必要な官公署、その他関係機関への手続きについて、監督員と打合せの上遅滞なく行う。これに要する費用はすべて受託者の負担とする。
1.1.8 土地への立入り等	<p>受託者は現地調査等のため第三者の敷地内への立入り、立木伐採等を行う場合は、常に監督員と緊密な連絡をとり、土地の所有者又は占有者の承諾を得なければならない。特に私有地への立入り又は附近住民と折衝を要する場合は、誠意をもって接しなければならない。</p> <p>地元関係者との交渉等についてはその旨を監督員に申し出て、指示を受ける。</p>
1.1.9 埋設物の確認及び調査	<p>調査に先立ち、調査地点の埋設物の状況について資料に基づき確認を行い、特に問題と考えられる箇所は試掘するなど特記により適切な対策をとる。</p> <p>なお、特記がある場合は敷地内外のガス、水道、下水道、電話、ケーブル等の埋設位置、深度等に関係官庁及び関係機関で調べ、図面化し提出する。</p>
1.1.10 疑義に対する協議等	設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は調査の進行に伴い、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。
1.1.11 安全対策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 調査に際し、敷地内及び付近の保安、交通等に関して十分な安全対策を行う。 2. 「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)その他関係法令等に定めるところによるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(平成5年1月12日付建設省経建発第1号)に従い、常に業務の安全に留意して現場管理を行い、作業に伴う災害及び事故の防止に努める。

	<p>3. 調査中、損傷又は汚染のおそれがある箇所には、適切な養生をする。</p> <p>なお、万が一、第三者等に損傷を与えた場合は受託者の責任とする。</p>
1. 1. 12 環 境 保 全 等	<p>「環境基本法」(平成5年法律第91号)、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)、「振動規制法」(昭和51年法律第64号)、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)、「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)、「廃棄物処理法」、「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)、その他関係法令等に従い、作業の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、調査現場及び周辺環境の保全に努める。</p>
1. 1. 13 現 場 管 理	<p>1. 調査現場における管理は、関係法規に従い遺漏なく行う。</p> <p>2. 調査現場においては、火災、盗難その他の事故防止に努める。</p> <p>また、諸材料、機器その他の整理整頓及び清掃を行う。</p> <p>3. 調査完了に際しては、後片付け及び清掃を行う。</p>
1. 1. 14 提 出 書 類	<p>受託者は、別に定める「受注者等提出書類処理基準」(以下「処理基準」という。)に基づき速やかに関係書類を提出する。</p> <p>なお、この処理基準に定めのないものについては、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、監督員が様式を指示した場合は、これによる。</p>
1. 1. 15 著 作 権	<p>提出資料のうち、著作権による承諾が必要な資料については十分に留意し、受託者の責任において提出する。</p>
1. 1. 16 ディーゼル自動車、 調査機器等の燃料	<p>本調査でディーゼルエンジン仕様の自動車及び調査機器等を使用する場合、日本工業規格(JIS)に適合した軽油を使用する。</p>
1. 1. 17 環 境 に よ り 良 い 自 動 車 利 用	<p>自動車を使用し、又は利用する場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の規定に基づき、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。</p> <p>(2) 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車とすること。</p> <p>(3) 低公害・低燃費な自動車の使用又は利用に努めること。</p> <p>なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出する。</p>
1. 1. 18 再 委 託	<p>1. 契約書第6条第1項に基づき指定する次の主要部分は、再委託してはならない。</p> <p>(1) 調査業務(機械ボーリングを含む)における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断</p> <p>(2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断</p> <p>2. 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの軽微な部分を除く業務の一部を再委託するに当たっては、監督員の承諾を得た上で、当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、再委託先(以下「協力会社」という。)が板橋区の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。</p>

- い。
3. 受託者は、協力会社の業務執行体制、経歴等の概要を委託者に提出しなければならない。
4. 受託者は、協力会社に対し業務の実施について適切な指導及び管理を実施しなければならない。
1. 1. 19 不当介入に対する通報報告
- 本契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、「東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成24年2月6日区長決定）に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をすること。

2節 調査方法

1. 2. 1 調査の種類、内容及び箇所数
- 調査の種類、内容及び箇所数は特記のとおりとし、各調査の詳細については本仕様書該当項目によるものとする。
1. 2. 2 調査位置の確認
- 受託者は各調査に先立ち、調査位置について、あらかじめ監督員の立会いを受け確認する。
1. 2. 3 ベンチマークの設置及び高低測量
1. 各種測量の基準とするベンチマークを、調査に先立ち敷地内又は敷地近傍に2箇所以上設置し、その位置及び標高を測量し記録する。
- このベンチマークは当該部に沈下、移動のおそれのない堅固な物がある場合には監督員の承諾を受けてこれに取ってもよいが、堅固な物がない場合は敷地内にコンクリート製のベンチマークを設置する。
2. ベンチマークの標高は原則としてT.P.表示とし、要所にA.P.表示を併記する。
- 測量の基準点は最新版の「水準基標測量成果表」（東京都土木技術支援・人材育成センター発行）の東京都公共基準点を用いるものとするが、同成果表に記載されていない地域については国土地理院の成果を用いることとする。
- なお、報告書をまとめるに当たって、支障のない時期に行われたベンチマークの最新の標高成果がある場合は、監督員の承諾を受けてこれを利用してもよい。
3. 東京都公共基準点の使用に当たっては、東京都土木技術支援・人材育成センターの定めた東京都公共基準点使用要領に基づき必要な手続きを行う。
1. 2. 4 調査位置の高低測量、位置測量
- 調査位置はベンチマークを基準とした高低測量及び位置測量を行うものとする。
- 位置測量（「1.2.3 ベンチマークの設置及び高低測量」のベンチマークの位置を含む。）は、建設工事時も残存している建物又は構築物等の堅固な物を基準とする。
1. 2. 5 残存基礎等の調査
- 特記がある場合は残存基礎等の調査を行う。
- 残存基礎等の調査位置は、原則として現況測量図に記入する。
1. 2. 6
- 各調査は実施の進行に従い逐次報告を行うこと。

調査中の報告	報告は主任技術者又は代理人が行うものとする。
1.2.7 調査記録	1. 調査の経過を記録し、監督員に指示された場合は提出する。 2. 監督員が指示した事項及び監督員と協議した事項について記録し、監督員に提出する。ただし、軽微な事項については、省略することができる。
1.2.8 記録写真	調査敷地の全景、各種調査箇所の現地状況及びベンチマークを撮影し、「1.3.12 記録写真」による写真集に整理して提出する。
1.2.9 調査に使用する機器等	調査に必要な機器及び仮設物は前もって監督員の承諾を受けるものとし、各調査、試験に適するものを使用しなければならない。
1.2.10 調査後の孔の処理	調査を終了した孔は完了後、必ず埋め戻しておき危険防止に努めること。 また、これらの地点には仮ぐいを打ち込み、調査地点を明示しておくこと。
1.2.11 その他	本仕様書に記載のない調査、試験等については、特記又は監督員の指示によって行うものとする。

3 節 報告書及び提出書類

1.3.1 一 般 事 項	各調査の目的を理解し、目的にかなう調査を行い報告する。 試験データの記録や結果の判定は、慎重に検討する。
1.3.2 報 告 書	1. 調査の完了時には「1.3.3 提出調査資料等」に定める提出調査資料及び監督員が指示する報告事項を整理し報告書にまとめ1部(土質標本は一式)提出する。 2. 報告書はあらかじめ原案を監督員に提出し、承諾を受ける。 3. 報告書は電子データ版(CD-R)を2部作成し、提出する。なお、電子データのファイル形式は、報告書一式はPDF、図面はPDF、SFX 又は DXF 及びオリジナル形式、その他はPDF 及びオリジナル形式とすることを原則とする。
1.3.3 提 出 調 査 資 料 等	1. 提出調査資料 監督員と協議の上、下記の調査資料をA4判の報告書にまとめ、提出すること。 なお、調査及び試験結果は、日本産業規格(JIS)及び(公社)地盤工学会等で様式が定められているものは、これに準じて整理する。 (1) 敷地環境図 (2) 調査位置図 (3) 敷地推定支持層平面図 (4) 推定地層断面図 (5) 土質柱状図 (6) サウンディング試験結果 (7) 土質試験結果(地盤工学会制定様式を標準とする。) (8) 土質試験結果一覧表 (9) 土性図 (10) 調査結果検討書(第4章による) (11) 記録写真 (12) 土質標本 (13) 測量図(1.2.3 及び 1.2.4 による) (14) 残存基礎等調査図(特記による) 2. 図面及び原図等 調査位置図関係は地形に応じた大きさとし、土質柱状図はA3判程度とする。 図面には、原図及び白焼きを2部、並びにA4判に縮小した第2原図を図面ケースに入れて提出する。
1.3.4 敷 地 環 境 図	敷地周辺の半径約1km以内の道路、鉄道等の交通網、官公庁舎、学校、病院、公園等の公共施設、その他商店街等が記載されている1/2,500~1/5,000の敷地周辺地図に、調査敷地の位置を記入し、住所を付記する。また、「1.2.3 ベンチマークの設置及び高低測量」による測量の基準点の位置も記入する。 なお、敷地周辺の範囲及び記載内容、縮尺等は、監督員との協議で変更することができるものとする。

1.3.5 調査位置図	<p>敷地図にボーリング等の調査位置を調査番号、種別(孔径)、標高、深度等の情報を付して記入する。また、「1.2.3 ベンチマークの設置及び高低測量」によるベンチマークの位置についても、番号及び標高を付して記入する。</p> <p>なお、縮尺は敷地面積に応じ、A4判又はA3判に敷地全体が収まる大きさとする。</p>
1.3.6 敷地の推定支持層平面図及び等深線図	<p>本敷地に建設予定の建物を支持し得ると推定出来る地層の標高、土質名及び標準貫入試験値をボーリング等の調査位置毎に記入した推定支持層平面図を作成する。</p> <p>また、これに推定支持層標高線も記入する。</p> <p>縮尺は原則として調査位置図に対応したものとする。</p>
1.3.7 推定地層断面図	<p>各調査結果をもとに監督員の指示する断面について敷地の推定地層断面図を作成する。</p> <p>縮尺は、タテ方向は掘削深度に応じて1/100～1/300程度とし、ヨコ方向は調査位置図に対応したものとする。</p>
1.3.8 土質柱状図	<p>調査結果に基づいて土質柱状図を作成する。</p> <p>土質柱状図には、JACICが定める様式に準じ、調査件名、敷地地名、調査位置、調査期間、受託者名、地盤高さ、地層の分布深度及び標高、土の成層状況を示す試験記録並びに各層について記述し、地下水位あるいは孔内水位、試料の採取深度、原位置試験箇所、標準貫入試験結果、及び参考となる事項を記入する。</p>
1.3.9 サウンディング試験結果	<p>標準貫入試験の結果は、土質柱状図に、その他の試験結果は、(公社)地盤工学会が定めるそれぞれのサウンディング試験用の様式(データシート)に記入・整理することを標準とする。</p>
1.3.10 土質試験結果等	<p>土質試験を行った場合は、試験結果をそれぞれの土質試験用の様式に記入し、土質試験結果一覧表に整理する。また、結果の概要を土質柱状図に合わせて図示した、土性図を作成する。</p> <p>なお、各土質試験、土質試験結果一覧表及び土性図の様式は、(公社)地盤工学会が定めるデータシートによることを標準とする。</p>
1.3.11 土質標本	<ol style="list-style-type: none"> 1. 標本用試料は含水比が変化しないように、フタ付標本ビンに入れ密封する。ビンには調査件名、調査孔番号、試料番号、採取深度、土質名、N値、採取年月日など記入したラベルを貼付け標本箱に調査位置及び深度の順に入れて整理する。標本箱には、調査件名、受託者名、調査種別及び番号を記入し、土質柱状図を添付する。 2. 岩石標本及びコア試料は適当な方法で整理して、対応するラベルを貼付け調査位置及び深度の順に整理して標本箱に収める。標本箱には土質柱状図を添付する。 3. 標本試料の採取箇所及び個数は原則として監督員の指示によるが、代表的地層特に支持層とその周辺の試料を標本にする。 4. 標本ビン及び標本箱は全国地質調査業協会連合会規格品を標準とする。

1.3.12	記録写真	調査の種別毎に、主な作業、現場状況、検尺などを撮影し、調査の種別及び調査番号毎に、その作業順に整理し、写真番号を付して記録写真集を作成すること。
		ただし、サウンディング調査など調査箇所数の多いものは、監督員の承諾を受けて数箇所を代表としてもよい。
		なお、記録写真には調査箇所、作業の種別、撮影年月日及び受託者名を明示すること。
		記録写真の大きさはサービス版を標準とし、必要に応じてキャビネ版を使用する。
		デジタルカメラによる写真については、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できるものとする。記録写真はすべてカラー写真とする。また、デジタルカメラを使用した場合は電子データも併せて提出する。この場合における納品の方法等については、監督員と協議する。
1.3.13	測量図	1.2.3によるベンチマーク及び1.2.4による調査位置の測量結果に基づき、図面を作成する。
1.3.14	調査結果検討書	調査終了後、その結果に基づいて「第4章 調査結果の整理及び考察」により、本敷地の地盤及び建設予定の建物の基礎及び根切り、山留め等に関する検討書を作成する。

第2章 調査仕様

1節 オーガーボーリング

- 2.1.1 調査内容 図面指示の位置に、オーガーボーリングで指定の深さ以下まで掘り下げて、各層の土を採取し、その土質名、深さ、層厚等を調査して柱状図を作成する。
- なお、この際試料の土質名、色調、湿潤状態、混入物、その他気付いた事項を詳細に記録し、また地下水位に達した場合はその深さを記録する。
- 施工に際しては、特に次の事項に注意して観察するものとする。
- (1) 孔内の状況、特に崩壊、湧水、逸水などの起こったときの状況
 - (2) 地層の状況、埋れ木、転石などの大きさとその位置

- 2.1.2 硬質地層、地下障害物等に対する処置 硬質地層等のために掘進不可能になった場合、又は地下障害物にあたった場合には、監督員の指示を受けて適切な処置をとると共にこれを記録する。

2節 ボーリング

- 2.2.1 調査内容 図面指示の位置に、所定の深さ以下まで試料の採取や標準貫入試験などの原位置試験を行いながら試錐機で掘り下げ、その地点の土質状況を調査する。
- 土質の観察は、標準貫入試験のスプリットサンプラー、あるいは循環水の観察並びに掘進時のレバーの感触などによって行う。採取した試料については、土質名、色調、湿潤状態、混入物その他気付いた事項を詳細に観察し、また地下水位に達した場合はその深さを記録する。

- 2.2.2 ボーリングの種別 ボーリングの種別は特記による。
- なお、調査深度は設計図による。

- 2.2.3 各ボーリングと土質試験試料採取の関係 ボーリングの種別毎の調査内容は以下のとおりとする。調査目的に応じて、各種組合わせて実施すること。

- (1) ボーリングA 標準貫入試験を1m毎に行いながら所定の深度まで掘り進み、設計図書に指示がある場合は、コア試料の採取、あるいは原位置試験などを行う。
- (2) ボーリングB 設計図書に示す深度で、シンウォールサンプラー又はコアチューブを用いて乱さない試料を採取する。

また設計図書に示す深度で指定された孔内試験を行い、その他はボーリングAに準ずる。

- (3) ボーリングC 設計図書に示す深度で、ロータリー式二重管サンプラー、ロータリー式三重管サンプラー、シンウォールサンプラー又はコアチューブを用いて乱さない試料の採取を行う。

また、設計図書に示す深度でボーリング孔を利用して指定された孔内試験を行い、その他はボーリングAに準ずる。

- (4) ボーリングD 支持層調査を目的とする。

指示がない限り素掘のまま進み建設が予定されている構造物を十分に支持出来ると想定される地盤に到達したら、標準貫入試験を1 m毎に実施して5 m程度地盤の連続性を確認し、その他はボーリングAに準ずる。

(5) ボーリングE 設計図書に示す深度で、シンウォールサンプラーあるいはコアチューブを用いて乱さない試料を採取する。また、指定された孔内試験を行う。

(6) ボーリングF 設計図書に示す深度で、乱さない試料を採取する。また、指定された孔内試験を行う。

2.2.4
試 錐

試錐機、方法等は特記による。

2.2.5
事故及び掘進長の変更並びに掘進終了時の処理

1. 事故が発生したときは、直ちに回復の手段を講ずるとともに監督員に連絡する。
2. 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、速やかに監督員に連絡して、その指示を受けるものとする。
3. 機械の移設又は撤去は、監督員の承諾を受けて行うものとする。

3 節 試 掘

2.3.1
調 査 内 容

特記の位置で指定の深さまで掘り下げて各層の土質を観察する。調査に当たっては、土質名、深さ、層厚、硬軟、色調、湿潤状態、混入物、その他、気付いた事項を詳細に調査し、柱状図にまとめる。

また、地下水位に達した場合その深さを記録する。

2.3.2
調 査 方 法

調査方法は特記による。

2.3.3
土 質 試 料 の 採 取

土質資料の採取は特記による。

2.3.4
硬質地層、地下障害物等に対する処置

硬質地層等のために掘進不可能になった場合、又は地下障害物にあたった場合には、監督員の指示を受けて適切な処置をとると共にこれを記録する。

4 節 サウンディング

2.4.1
調 査 内 容

1. ロッドにつけた抵抗体を土中に挿入し、貫入抵抗や、回転を与えたときの抵抗などから地層の性状を調査する。
2. 試験は、特記に指示する位置で指示した深度まで行う。
ただし、予定深度に達する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度に達しても調査の目的を達しない場合には、速やかに監督員に連絡し指示を受けるものとする。

2.4.2

サウンディングの種類は次による。

種 類	(1) 標準貫入試験 (2) 原位置ベーンせん断試験 (3) スクリューウエイト貫入試験 (4) 機械式コーン貫入試験 (5) その他
2.4.3 標準貫入試験	1. 試験用具、試験方法は JIS A 1219 (標準貫入試験方法) に準ずるほか、下記及び特記による。 落下方法は原則として自動落下法とする。 2. 標準貫入試験は、ボーリングロッドの先端に標準貫入試験用サンプラー (外径 51±1.0 mm、長さ 810±1.0 mm) を取付け 15 cm の予備打ちをしたのち本打ちとして、質量 63.5±0.5 kg のドライブハンマーを 76±1 cm の高さから自由落下させ、先端の標準貫入試験用サンプラーが地盤中に 30 cm 貫入するのに要する打撃回数 (N 値と呼ぶ) を調査する。 本打ち後、約 5 cm の後打ちを行う。ただし後打ちは、土質によって省略してもよい。 本打ち時に地盤中に 10 cm 貫入するのに要する打撃回数も記録し柱状図に記入する。 なお、30 cm 以上貫入した場合には貫入量も記録する。 3. 砂層、砂礫層、土丹層等で貫入量が 30 cm 未満でも、打撃回数が 60 回以上の時には、試験を中止してよい。
2.4.4 原位置ベーンせん断試験	1. 原位置ベーンせん断試験はボーリング孔を利用して軟弱地層を対象にベーン試験機を用いて試験し、その記録はボーリング柱状図に併記する。 2. 試験は、地盤工学会基準 JGS 1411 (原位置ベーンせん断試験方法) に準じて行う。 3. 試験は、ボーリング孔を洗浄した後、試験用ロッドの先端にベーンを取付けて回転を与えないように注意して孔底からベーン幅の 5 倍程度まで押込み、0.1~0.2° /sec (6~12° /min) を標準とし、1° ごとに指示値を読み取り、最大値が得られるまで試験を続け測定最大トルクを求める。ベーンせん断強さは最大トルクを用いて算出する。
2.4.5 スクリューウエイト貫入試験	1. スクリューウエイト貫入試験装置を用いて土の貫入抵抗を測定し地盤の構成を推定する。 2. 試験の方法は JIS A 1221 (スクリューウエイト貫入試験方法) に準ずる。
2.4.6 機械式コーン貫入試験	1. 機械式コーン貫入試験機を用いてコーンを静的に貫入させた時の貫入抵抗を測定し地盤の構成を推定する。 2. 試験方法は、JIS A 1220 (機械式コーン貫入試験) に準ずる。 なお、試験装置は地盤の強さに応じてその容量と精度をもつものとする。
2.4.7 その他	その他のサウンディングは、(公社) 地盤工学会「地盤調査の方法と解説」に述べられているものについてはそれに準じて行い、その他は特記又は監督員の指示によって行うものとする。
5 節 サンプルング	
2.5.1 調査の内容	土質試験及び土質標本のための試料採取を行う。

2.5.2 試料の採取個数 及び採取位置	試料は特記に示す個数を採取し、また、採取深度（位置）は、原則として監督員の指示によるものとする。
2.5.3 採取方法	<p>1. 乱さない試料</p> <p>(1) 乱さない試料の採取は粘土、シルト及びこれらに準ずる地層で行う。</p> <p>ボーリング孔内から乱さない試料を採取するには、次により土質及び調査目的に適したサンプリング方法及びサンプラーを選定して実施すること。適用は特記による。</p> <p>ア. 固定ピストン式シンウォールサンプラー（エクステンションロッド式又は水圧式）</p> <p>軟質な粘性土で、エクステンションロッド式の場合 N 値 0～4 程度、水圧式の場合 N 値 0～8 程度のものに適用する。</p> <p>イ. ロータリー式二重管サンプラー</p> <p>中程度の粘性土で N 値 4～8 程度のものに適用する。</p> <p>ウ. ロータリー式三重管サンプラー</p> <p>中程度以上の粘性土及び砂質土のものに適用する。</p> <p>(2) サンプリングチューブの規格及びボーリング孔径等は特記による。</p> <p>2. コア試料の採取</p> <p>コア試料の採取は特記による。</p> <p>3. 乱した試料の採取</p> <p>乱した試料の採取は特記による。</p>
2.5.4 採取試料の処置	<p>1. 乱さない試料</p> <p>乱さない試料の処置は特記による。</p> <p>2. コア資料</p> <p>コア試料の処置は特記による。</p> <p>3. 乱した試料</p> <p>乱した試料の処置は特記による。</p> <p>4. 土質標本試料は 1.3.11 土質標本により整理する。</p>
2.5.5 軟弱層及び硬質層における乱さない試料及びコア試料の採取の取り止め	土質が非常に軟弱な場合、あるいは脆弱で試料の採取が不可能な場合、あるいは採取しても試験に不適の場合は監督員と協議の上採取を中止し、それに伴う土質試験を取り止める。

6 節 自然水位の測定

2.6.1 自然水位の測定	自然水位の測定は、特記による。
------------------	-----------------

7節 土質試験

2.7.1 土質試験の目的	採取した試料を基に各種室内土質試験を行い敷地に分布する各地層の土質工学的特性を把握する。
2.7.2 土質試験の種類及び組合せ等	土質試験の種類、組合せ及び個数は特記による。
2.7.3 土質試験方法	試験は日本産業規格（JIS）又は、（公社）地盤工学会の定める基準に準じて実施するものとする。 日本産業規格（JIS）又は（公社）地盤工学会の基準がない試験の方法等については特記又は監督員の指示による。
2.7.4 試料の調整試験方法及び	試料の調整及び試験方法は、JIS A 1201～1228 及び（公社）地盤工学会「土質試験の方法と解説」により行う。
2.7.5 土質試験が不可能な場合の処置	試験前の試料において、試験結果に影響するような変化が生じるか、試験に失敗して試料に不足をきたした場合、又は土質によって所定の試験が実施出来ない場合は、監督員の指示により試験を中止、あるいは、試料の再採取などの処置をとる。
2.7.6 結果の整理	1. 試験結果は原則として（公社）地盤工学会のデータシートに整理するものとする。 また、それらの結果は一覧表及び土性図などに整理し全体の傾向や相互の関連が把握できるようにする。 2. 土の繰返し非排水三軸試験結果の整理は下記について行う。 (1) 電磁オシログラフの荷重、振幅、変位振幅、間隙水圧波形記録 (2) 試験の観察記録 (3) 応力比と液化回数関係図 3. 砂の最小密度・最大密度試験結果の整理は、次について行う。 砂の最大密度、最小密度、相対密度
2.7.7 土質試験室の選定	土質試験室の選定は特記による。 なお、試験室の選定に当たっては、設備目録を提出して、監督員の承諾を受けること。

第3章 試験・測定

1節 平板載荷試験

3.1.1 調査の目的	地盤の支持力の決定又は設計支持力の安全性を確認するために行う。
3.1.2 試験箇所数、位置及び深さ等	試験箇所数、位置及び深さ等は、特記による。
3.1.3 試験最大荷重	試験を行う最大荷重は特記による。
3.1.4 試験地盤	試験を行う地盤については、特記による。
3.1.5 養生及び排水	養生及び排水の方法は、特記による。
3.1.6 載荷板	載荷板は、直径30cmの円形で、厚さ25mm以上の鋼板又はこれと同等以上の剛性を持った板とし、所定の位置において、地盤面に密着するように設置する。
3.1.7 試験装置	<ol style="list-style-type: none">1. 試験装置は、最大荷重に対して十分安全な構造とし、あらかじめ概要、性能等について資料を作成、1.1.3による調査計画書に添付し、監督員の承諾を受ける。2. 載荷方法は、オイルジャッキにより荷重を載荷板に加える方法とし、オイルジャッキの加力能力は、最大荷重の120%以上とする。3. 載荷物は、掘削土砂、砂利、コンクリート塊、水、建設系重機及びアンカーなどとし、試験を行うために十分な重量あるいは反力がとれるものとする。4. 載荷台は、変形、傾斜、転倒などに対して安全であるとともに、偏心が生じないようにする。5. 試験孔が深く、加圧装置から載荷板までの距離が長い場合に使用する支柱は特記による。6. 荷重の計測装置は、特記による。7. 変位の計測装置は、特記による。8. 基準点は、載荷板の外周から1.0m以上離れた仮設杭とする。
3.1.8 試験方法	<ol style="list-style-type: none">1. 試験方法は、(公社)地盤工学会基準「地盤の平板載荷試験」(JGS 1521)による。2. 試験の方式、載荷及び除荷の方法等は、特記による。
3.1.9 沈下量及び戻り量の測定	沈下量及び戻り量の測定は、特記による。

3.1.10 加 力 の 終 了	次の状態に達したときは、載荷を終了する。 (1) 荷重-沈下曲線が破壊状況を示したとき (2) 指定された最大荷重に達したとき
3.1.11 報 告 書 そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 報告書は、次の事項をまとめて提出する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 敷地の状況及び試験孔の位置・大きさ (2) 載荷板の位置、載荷面の地盤状況、地下水位 この場合には、土質柱状図及び基準点との高低関係を明記する。 (3) 試験装置及び測定計器等の概要 (4) 試験結果の図表その他 <ol style="list-style-type: none"> ① 載荷圧力-時間曲線 ② 載荷圧力-沈下曲線（両対数グラフを含む） ③ 時間-沈下曲線（片対数グラフを含む） ④ 測定数値表その他 (5) 試験結果の考察 2. 次のものを撮影し、報告書に写真を添付する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 調査敷地 (2) 試験装置及び測定計器等 (3) 試験実施状況 (4) 地盤載荷面の状態 (5) その他

2 節 孔内水平載荷試験

3.2.1 調 査 内 容	ボーリング孔を利用して孔壁に圧力を加え、その圧力と地盤の変形を測定し地盤の降伏圧力、極限圧力及び変形係数（E 値）を求める。
3.2.2 試 験 の 箇 所 数 、 位 置 及 び 深 さ	試験の箇所数、位置及び深さは特記による。
3.2.3 試 験 装 置	試験装置は、地盤の特性を考慮して適切な装置を選定し、装置の概要及び性能等について資料を作成、1.1.3 による調査計画書に添付し、監督員の承諾を受ける。なお、試験機は特記がなければ、プレシオメーター、LLT、KKT、又はエラストメーターのいずれかとする。
3.2.4 試 験 方 法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 試験方法は、(公社)地盤工学会基準「孔内水平載荷試験方法」(JGS 1421)による。 2. 測定に用いるボーリング孔は、可能な限り孔壁を乱さないよう、かつ、なめらかな壁面に仕上げを。 3. 試験は、掘削後直ちに行う。 4. 試験に先立って、圧力補正及び体積補正のための実験(キャリブレーション)を行う。 測定方法は、特記による。

3.2.5
試験結果の整理

試験結果は以下の内容で整理する。

- (1) 圧力-変形量曲線
- (2) クリープ曲線
- (3) 降伏圧、破壊圧(最大圧力でとまらない場合を除く)
- (4) 地盤の変形係数 (E 値)
- (5) 水平地盤反力係数 (K 値)

3 節 間隙水圧、地下水位の測定

3.3.1
調査目的

基礎及び地下工法の選定に当たり、工事に伴う地下水対策（止水、排水等）及び周辺の地盤沈下等の公害防止対策のため、地下水の性状を調査する。

また、必要に応じて飲料水、工事用水のための水質を調査する。

3.3.2
間隙水圧の測定

間隙水圧の測定は特記に指示された位置及び深度で行う。測定に当たっては透水性の悪い粘性土層では電気式とし、透水性の良い砂質土層ではケーシング法で行うものとする。試験は、電気式は(公社)地盤工学会基準「ボーリング孔内に設置した電気式間隙水圧計による間隙水圧の測定方法」(JGS 1313)により、ケーシング法は、(公社)地盤工学会基準「単孔を利用した透水試験方法」(JGS 1314)による。その他、測定に関する事項については、特記による。

3.3.3
地下水の調査

地下水の調査については、特記による。

4 節 CBR 試験

3.4.1
試験の目的

路床及び盛土の支持力を求めるために行う。

3.4.2
試験の種類

試験の種類は特記による。

3.4.3
試料の採取

1. 試料の採取位置及び深さは、特記による。
2. 試料は、試験を行うために十分な量を適切な方法で採取し、含水量が変わらないように養生をして、速やかに試験機関へ搬入する。

3.4.4
試験の方法

1. 試験は、JIS A 1211 (CBR 試験方法) により行う。
2. 試験数は、1 採取箇所につき 3 個とする。

3.4.5
CBR の計算

1. CBR の計算は、JIS A 1211 により行う。
2. 設計 CBR 及び修正 CBR の計算は、監督員の指示による。

3.4.6

1. 報告書には、以下の事項を記載する。

報告書その他

- (1) 敷地の概況及び試料採取位置
 - (2) 測定記録
 - ① JIS A 1211 の 10 (報告) に規定する事項
 - ② 荷重強さ一貫入量曲線
 - ③ CBR の計算及び結果
 - (3) 試験結果の考察
 - (4) その他必要な事項
2. 以下のものを撮影し、報告書に写真を添付する。
- (1) 調査敷地
 - (2) 試験計器類
 - (3) その他

3. 土質標本を 1 箇所につき 1 個標本びんに詰め、箱に入れて提出する。

5 節 自然湧出ガス調査

3.5.1
調査目的

地中に自然湧出ガスの存在する可能性が高い地域において、地表及び地中調査を行い可燃性天然ガスの存在の有無及びその組成を調べ、安全かつ経済的な湧出ガス対策の設計及び施工に対する資料を得ることを目的とする。

3.5.2
調査位置及び深さ

調査位置及び深さは特記による。

3.5.3
地表調査

地表調査の方法は特記による。

3.5.4
地中調査

地中調査の方法は特記による。

3.5.5
分析機関

試料の分析の機関は特記による。

3.5.6
その他

その他、ボーリング径など調査に関する事項は特記による。

3.5.7
報告書

1. 自然湧出ガス対策を検討する。
2. 報告書は 3 部提出する。

6 節 その他の試験等

3.6
その他

その他の試験等は特記による。

第4章 調査結果の整理及び考察

1節 一般事項

- | | | |
|-------|------------|---|
| 4.1.1 | 目的 | 調査の記録や試験結果を整理考察し、基礎の設計や施工に対する提案を行う。 |
| 4.1.2 | 検討資料 | 監督員が提示する構造関係基準類によるが、定めのないものについては、関係法令並びに(一社)日本建築学会及び(公社)地盤工学会制定の諸規準による。 |
| 4.1.3 | 調査担当責任者の記名 | 調査の担当者は調査結果報告書に記名し、その責任を明らかにする。
また、土質試験の担当責任者及び主任技術者についても同様とする。 |

2節 報告事項及び考察事項

- | | | |
|-------|-------------------|--|
| 4.2.1 | 調査概要 | 調査項目、調査個数、敷地の概況、調査位置、基準点及びベンチマークと調査地点の高低関係(図示及び写真)及びその他必要な事項を記載する。 |
| 4.2.2 | 調査結果及び地層概況の考察 | 柱状図(各地層の層厚・深さ・N値・土質名・相対密度・コンシステンシー・孔内水位並びに色調・におい及びその他の観察記録)、推定地層断面図、各種試験結果(測定記録及び結果一覧)、既往の地盤調査データや東京都土木技術支援・人材育成センターのホームページで公開している「東京の地盤」等の資料との関連性などの検討を行う。 |
| 4.2.3 | 基礎設計及び施工に関する検討と提案 | 本敷地に計画される建物については特記及び監督員の示す条件に基づき、各種基礎(直接基礎及び杭類)について支持地盤の検討並びに許容支持力及び沈下量等の算定を行い、考察を加え、適切な基礎形式を提案する。
また、必要に応じて圧密沈下、負の摩擦力及び地盤の液状化等並びに監督員の指示する事項について考察を行う。
さらに根切り及び排水工事などについても調査結果に基づき技術的考察を記載する。
なお、上記事項を要約して基礎工事全般についての参考意見を併記する。 |

地盤調査委託特記仕様書

1 特記仕様書の適用

本地盤調査委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）で、□印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。また、特記仕様書に記載されていない事項は、「地盤調査委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

2 委託概要

件名	区立板橋第五中学校改築基本設計及び実施設計業務委託
施行場所	板橋区板橋四丁目49番3号
委託期間	契約確定の日の翌日から 令和11年3月15日まで
建設予定	構造規模 RC 造
建物概要	地上 5 階、 地下 0 階 予定
	延床面積 11,000 m ² 予定
	基礎形式 杭基礎
調査概要	<ul style="list-style-type: none">■ ボーリング■ 土質試験■ 原位置試験□ その他調査

3 調査の種類及び箇所数等

(*. *. *) は仕様書の該当項目の番号を示す

- (1. 1. 9) 埋設物の確認及び調査
敷地内外のガス、水道、下水道、電話、ケーブル等の埋設位置、深度等を関係官庁及び関係機関で調べ、図面化して提出する。

- 埋設物の確認のため試掘

箇所数： 箇所、深さ： , m
位置： 調査位置 図による。

- (2. 1. 1) オーガーボーリング

箇所数： 箇所、深さ： , m
位置： 調査位置 図による。

- (2. 2. 1) ボーリング

種別	深さ	本数
<input checked="" type="checkbox"/> ボーリングA (孔径 66 mm)	30 m	4 本
<input type="checkbox"/> ボーリングB (孔径 86 mm)		
<input checked="" type="checkbox"/> ボーリングC (孔径 116 mm)	30 m	1 本
<input type="checkbox"/> ボーリングD (孔径 66 mm)		
<input type="checkbox"/> ボーリングE (孔径 86 mm)		
<input type="checkbox"/> ボーリングF (孔径 116 mm)		

位置： 協議 による。

※上記数量は想定。実際の地層に合わせて適宜調整すること。

- (2. 2. 4) 試錐機はロータリー型試錐機を使用し、ビットは削孔する土質によって適当なものを用いる。

- 方法等は次による。

- ・削孔は垂直に行わなければならない。
- ・掘進中は、掘進速度、手ごたえ、ポンプ圧力計、湧水量および及び排水量、排水色、スライムの状態、貝がらや腐植物などの混入物などに絶えず注意し、これらの変化を深度ごとに記録する。
- ・特に薄層などについては見落とすことのないように注意しなければならない。
- ・未固結堆積物のボーリングにおいては、以下に注意して作業を行うものとする。
 - ア. 孔口は、原則としてドライブパイプをたて込むものとする。
 - イ. 掘進に当たっては泥水を使用するものとする。
 - ただし地下水位までは原則として泥水を使用してはならない。
 - ウ. 孔内の水位は、その日の作業開始前に必ず観測すること。
 - エ. 崩壊性の地層で孔壁を泥水によって保護できない場合にはケーシングパイプで保護する。
 - この場合ケーシングパイプの挿入は慎重に行い、掘進深度をこえて挿入するようなことがあってはならない。
 - オ. 乱さない試料を採取する深度では、試料採取に先立ち、孔底を適切な方法で清掃し、スライムが残らないように注意しなければならない。
 - カ. 孔径が大きくスライムの排除が困難な場合又は著しく多量のスライムが出るときは、セジメントチューブまたはマッドチューブを使用するなどして孔底のスライムを排除する。
- ・岩盤及びこれに準ずるボーリングでコア採取を直接の目的とする場合には、以下に注意して

作業を行うものとする。

ア. 常にコアの採取率を最高に保つように努める。

イ. コアチューブは、原則としてダブルコアチューブを使用する。

(2. 3. 1)

試掘

箇所数：

箇所、深さ：

 ,

m

位置：

調査位置

図による。

(2. 3. 2)

調査方法は次による。

・表土を取り除いた後、直ちにポータブルコーン貫入試験を、50 cm毎に実施しながら順次掘削する。

地山に達したときには、この試験を20 cm毎に4回以上実施する。

1回の測点は20個以上とする。

・掘削に当たっては、周囲の地盤を損傷しないような方法で施工すること。

孔壁の崩壊、湧水などの支障がある場合は適当な養生を行うこと。

掘削終了後は四方の壁面の地層を詳細に観察し記録写真を撮影後、監督員の指示により埋戻すものとする。

(2. 3. 3)

土質資料の採取は次による。

・乱した試料あるいはブロックサンプリング法で乱さない試料を採取し、地盤の土質特性を把握する。

・乱さない試料の採取に当たっては採取試料に変形、衝撃などを与えないよう十分に注意し試料の含水量が変化しないようにパラフィンでシールしたあと木箱等で保護し、速やかに土質試験室へ搬入するものとする。

また、乱した試料は、含水量が変化しないように直ちにビニール袋に入れ密封して土質試験室へ搬入する。

(2. 4. 1)

■ サウンディング

■ 標準貫入試験

ボーリングの種別による

原位置ベーンせん断試験

箇所数：

箇所、深さ：

 ,

m

位置：

調査位置

図による。

■ スクリューウェイト貫入試験

箇所数：

1

箇所、深さ：

5

m

位置：

協議

による。

機械式コーン貫入試験

箇所数：

箇所、深さ：

 ,

m

位置：

調査位置

図による。

箇所数：

箇所、深さ：

 ,

m

位置：

図による。

(2. 4. 3)

■ 標準貫入試験は次による。

- ・軟弱地層で自重沈下する場合あるいは打撃による貫入量が 40 cm を越える場合は 40 cm で中止する。
 - ・シンウォールサンプルを採取する部分は、標準貫入試験による影響をうけない様に試験間隔に注意する。
 - ・標準貫入試験用サンプラーで得た試料はスライムの有無、採取長さを確認して土質名、色調、状態などを観察し、混入物、有機成分、特異な鉱物などについて記録した後、保存用または試験用試料にとり分ける。
- なお、保存用試料はボーリング孔番号、採取深度順に整理して標本ビンに密封保存する。保存用試料の一部は標本試料とし、その他は検査終了後廃棄するものとする。
- また、試験用試料は含水比などが変化しないようにビニール袋などに密封し、速やかに土質試験室へ搬入する。

(2. 5. 2)

■ サンプリング

(2. 5. 3)

試料採取は次により、採取位置は 協議 による。

(2. 5. 4)

■ 乱さない試料の採取

- ア. 固定ピストン式シンウォールサンプラー
- イ. ロータリー式二重管サンプラー
- ウ. ロータリー式三重管サンプラー

深さ		地層	個数		サンプラー
2.0	m	ローム	1	個	ア
6.0	m	凝灰質粘土	1	個	ア
10.0	m	粘土	1	個	イ
	m			個	

※上記数量は想定。実際の地層に合わせて適宜調整すること。

■ サンプリングチューブの規格及びボーリング孔は次による。

- ・サンプリングチューブの規格は、φ73～75 mm、全長 1,000 mm、採取試料の有効長さ、600～800 mm、肉厚 1.2 mm 以上の真鍮製またはステンレススチール製のライナーとする。
- ・ボーリングの孔径は、一般にシンウォールサンプラーを使用する場合で φ86 mm 以上、ロータリー式二重管サンプラー、ロータリー式三重管サンプラーを使用する場合で φ116 mm とする。

■ 試料の採取に当たっては次の点に注意する。

- ア. 固定ピストン式シンウォールサンプラーの使用に当たってはピストンロッド又はチェーンの固定を完全に行うこと。特に下方への引張りに十分注意する。
 - イ. 採取に先立って孔内のスライムを適切な方法で除去すること。
 - ウ. サンプラーの押し込みは定速度で押し込み、押し込み時には衝撃、振動あるいはねじりなど与えてはならない。
- 押し込み長さは、サンプラーの試料採取有効長さの 90% 以内とする。

■ 試料は 1 箇所につき土質試験に必要な長さ以上採取するものとする。試料が不足するとき必要な長さ以上になるまで連続して採取させる場合もある。

■ 乱さない試料の処置は次による。

- (1) 採取試料は、サンプラーの押込み長さに対する採取長さを記録するほか、試料の上下端にみられる試料で土質名、色調、湿潤状態、混入物などを観察し記録する。
- (2) 採取した試料（粘性土）は両端を長さ 3 cm 程度削り取り、両面を平らに整形し、松ヤニを混合したパラフィンで密封したうえ金属製またはゴム製のキャップをかぶせて、テープで巻き速やかに土質試験室へ搬入する。砂質土の乱さない試料については、運搬時の攪乱防止及び土質試験時の供試体作成を容易にするために現場で凍結させる。ただし、凍結によって品質に悪影響を与えることが予想される場合には、別途監督員と協議して決定する。
- (3) サンプラーには調査件名、ボーリング孔番号、採取番号、採取深度、上、下の別等を記入する。試料は輸送の際に打撃、振動などによって乱れを生じさせないように注意して速やかに 2.7.7 による土質試験室に送り、2.7.2 による各種土質試験を行う。
また試験を行うまでの試料は冷所に保存すること。

□ コア試料の採取

深さ		地層	個数	
	m			個
	m			個

□ 採取方法は次による。

- ・コアチューブを使用し、攪乱しないように注意して採取する。
- ・試料の有効長さは 30 cm 以上とする。

□ 採取資料の処置は次による。

- ・採取試料は土質名、色調、湿潤状態、混入物、その他の事項を詳細に記載する。
- ・採取した試料は金属製の容器に収納し、パラフィンで密封の上、金属製のキャップをしてその周囲にテープを巻く。
- ・容器には調査件名、ボーリング孔番号、採取番号、採取深度等を記入後、速やかに 2.7.7 による土質試験室に送り 2.7.2 による各種土質試験を行う。
- ・また試験を行うまでの試料は冷所に保存すること。

■ 乱した試料の採取

深さ		地層
0.5	m	埋め土/旧表土
1.0	m	ローム

■ 採取方法は次による。

- ・標準貫入試験用サンプラーで行う。
- ・締固めた土のコーン指数試験に必要な試料は、特記又は監督員が指示する深さの試料 10 kg を採取する。

■ 採取資料の処置は次による。

- ・採取試料は観察後、試験を行うものについては、含水量が変化しないようにビニール袋などに入れて密封し、速やかに土質試験室へ搬入する。

(2. 6)

■ 自然水位の測定は次による。

1. 自然水位を確認するまでは無水掘りを原則とし、水位が確認された場合は、直ちにその深さを測定する。

なお、地表付近に崩壊しやすい地層が分布する場合、あるいは地下水位が深く無水掘りが困難な場合には孔内水位を測定し記録する。

2. 孔内水位は、調査終了まで毎日作業前に測定し記録する。

(2. 7. 2)

■ 土質試験

仕様書 2.7.2 の次の試験を行う。

- | | | | |
|--|-----|--------------------------------|----|
| <input checked="" type="checkbox"/> 土質試験 α_1 (乱した粘性土) | 数量: | <input type="text" value="3"/> | 試料 |
| 物理試験: ・土粒子の密度試験 (JIS A 1202)
・土の含水比試験 (JIS A 1203)
・土の粒度試験 (JIS A 1204)
・土の液性限界試験 (JIS A 1205)
・土の塑性限界試験 (JIS A 1205) | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 土質試験 α_2 (乱した砂質土・砂礫) | 数量: | <input type="text" value="2"/> | 試料 |
| 土質試験 α_1 のうち、土粒子の密度試験及び土の粒度試験を実施する。粒度試験は砂礫の粒度分析も含む。 | | | |
| <input type="checkbox"/> 土質試験 β_1 | 数量: | <input type="text"/> | 試料 |
| 物理試験: ・土質試験 α_1
・土の湿潤密度試験 (JIS A 1225)
力学試験: ・土の一軸圧縮試験 (JIS A 1216)
・直接せん断試験 | | | |
| <input type="checkbox"/> 土質試験 β_2 | 数量: | <input type="text"/> | 試料 |
| 物理試験: ・土質試験 α_1
・土の湿潤密度試験 (JIS A 1225)
力学試験: ・土の一軸圧縮試験 (JIS A 1216)
・土の三軸圧縮試験 (JGS 0521~0524) | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 土質試験 γ_1 | 数量: | <input type="text" value="3"/> | 試料 |
| 物理試験: ・土質試験 α_1
・土の湿潤密度試験 (JIS A 1225)
力学試験: ・土の一軸圧縮試験 (JIS A 1216)
・土の三軸圧縮試験 (JGS 0521~0524)
・土の段階載荷による圧密試験 (JIS A 1217) | | | |
| <input type="checkbox"/> 土質試験 γ_2 | 数量: | <input type="text"/> | 試料 |
| 物理試験: ・土質試験 α_1
・土の湿潤密度試験 (JIS A 1225)
力学試験: ・土の一軸圧縮試験 (JIS A 1216)
・土の段階載荷による圧密試験 (JIS A 1217) | | | |
| <input type="checkbox"/> 土の収縮定数試験 (JIS A 1209) | 数量: | <input type="text"/> | 試料 |
| <input type="checkbox"/> 土の透水試験 (JIS A 1218) | 数量: | <input type="text"/> | 試料 |
| <input type="checkbox"/> 土の繰返し非排水三軸試験 (JGS 0541) | 数量: | <input type="text"/> | 試料 |
| <input type="checkbox"/> 砂の最小密度・最大密度試験 (JIS A 1224) | 数量: | <input type="text"/> | 試料 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 締固めた土のコーン指数試験 (JIS A 1228) | 数量: | <input type="text" value="2"/> | 試料 |

数量： 試料

(2. 7. 3) ■ 一軸圧縮試験は、土丹などの硬質な試料又は軟弱で自立しない試料では、採取径のままで行ってもよい。この場合、試験成績書に記載するものとする。

■ 三軸圧縮試験は、非圧密、非排水とする。

締固めた土のコーン指数試験は、JIS A 1228 による。試験は、1層当たりの突固め回数を10回、25回、55回、90回とした4個の供試体に対して行う。ただし、供試体の作成に当たり、試験を繰り返し使用してはならない。

(2. 7. 7) 土質試験室は次による。

■ 本調査に必要な JIS による試験器又は(公社)地盤工学会の定める土質試験器を完備する土質試験室

大学の土質試験室

(3. 1. 2) 平板載荷試験

箇所数： 箇所、深さ*： , m

位置： 調査位置 図による。

・深さの基準 現地地盤面

調査位置の地盤の高さを、ベンチマークを基準とした測量を行い確認する。

(3. 1. 3) 最大荷重： kN

(3. 1. 4) 試験を行う地盤については次による。

・試験孔を必要とする場合は、2.5m角以上で載荷試験の実施に支障のない大きさとする。
なお、かま場を設ける場合は、3.1.5の2.を満足する大きさとする。
・所定の深さで、想定する試験地盤に達しない場合又は湧水がはなはだしく試験が困難な場合は、監督員の指示を受ける。
・試験孔が深く、有毒ガスの発生及び酸素欠乏のおそれがある場合は、事前に十分調査を行い、安全を確認しながら作業を行う。

(3. 1. 5) 養生及び排水の方法は次による。

・試験装置の上には、直射日光及び降雨を避けるため、適切な覆いを施す。また、降雨の際には試験孔に雨水が流入しないようにする。
・試験地盤面が常水位より低い場合は、試験地盤を乱さないように注意して排水する。この場合、かま場は載荷板の外周から1m以上離し、水位は試験地盤面以上にならないようにする。水中に載荷板を設置して試験を行う場合は、監督員の承諾を受けた方法とする。

(3. 1. 7) 試験孔が深く、加圧装置から載荷板までの距離が長い場合に使用する支柱は鋼製とし、試験精度を満たす断面性能を有し、端面が材軸に対して直角なものとする。

荷重の計測装置は、次による。

・載荷荷重の計測は、適正な能力を有し、かつ試験地盤での載荷荷重が確認できるブルーピングリング又はロードセルにより行う。

・ブルーピングリング又はロードセルは、十分調整されたもので6箇月以内に校正の行われたものを使用する。

□ 変位の計測装置は、次による。

・計測は、1/100目盛り、ストローク30mm以上のダイヤルゲージを4個使用し、測点部には、ガラス片を張り付けて行う。
・基準ばり及び支柱は鋼製とし、十分な剛性のあるものとする。

(3.1.8) □ 試験の方式、載荷及び除荷の方法等は、次による。

・試験は、多サイクル方式とし、最大荷重を8段階以上に分割して荷重を段階的に載荷する。
・載荷及び除荷の方法は、以下による。
(1) 載荷及び除荷の方法は、載荷荷重を段階的に増加させ、所定荷重段階に達した後、荷重が0になるまで段階的に除荷し、次のサイクルに移る。
(2) 載荷及び除荷の速度は、次による。
ア 載荷時の速度は、毎分最大荷重の1/20～1/8程度の一定速度とする。
イ 除荷時の速度は、毎分最大荷重の1/10～1/4程度の一定速度とする。
(3) 処女荷重段階及び各サイクルの0荷重においては、15分以上放置する。
(4) 履歴内の荷重段階については、5分以上保持する。
・載荷及び除荷作業中に、載荷装置、杭及び周辺地盤に異常が認められた場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告する。

(3.1.9) □ 沈下量及び戻り量の測定は、次による。

・沈下量の測定は、所定の荷重に達した後、繰り返し時間0分、1分、2分、5分及び以後5分経過毎に荷重保持時間継続して行う。荷重保持時間は、30分程度の一定時間とする。
・沈下量は、各ダイヤルゲージの読みの平均値とする。
・戻り量の測定は、除荷の直後及び次の荷重段階の直前に行う。

(3.2.2) ■ 孔内水平載荷試験

(3.2.3) 箇所数： 箇所、深さ： m
位置： による。 ※詳細は監督員との協議による。
試験機： による。

(3.2.4) ■ 測定方法は次による。

・加圧は段階荷重とし、孔壁に加わる圧力が10～20kN/m²ピッチ程度又は試験最大荷重の1/10程度の大きさの段階に荷重を加える。
・各々の荷重段階で圧力を2分間一定に保ち、この間に生ずる変形量を加圧直後及び加圧後15秒、30秒、1分、2分に測定する。
・順次圧力を上昇させ、2分間に生ずる変形量が著しく進む状態、又は、指定された最大荷重に達した場合は、監督員の承諾を受けて試験を終了する。

(3.3.2) □ 間隙水圧の測定

箇所数： 箇所、深さ： m
位置： 図による。

- ・測定に当たっては次の点に留意して行う。
 - (1) ボーリングは水圧を測定する深度より 50 cm～100 cm程度手前まで掘削する。
 - (2) 電気式間隙水圧計を用いた測定はボーリング孔底から、電気式間隙水圧計本体を静かに所定の深さまで押し込み、その後一定時間毎に圧力を測定し安定する圧力から間隙水圧を求めるものである。

試験は翌朝まで行い翌朝の観測値(平衡水位)を間隙水圧とする。なお、翌朝においても安定しない場合は監督員と協議し指示を受けること。
 - (3) ケーシング法は次の方法で測定する。
 - ア. ケーシングパイプは、φ50 mm (通称 2 インチガス管) を用いるものとする。
 - イ. ボーリング掘孔後ケーシングパイプを孔底から 50 cm～100 cm程度打込む。

この場合打込む部分の地層はシール層とするため粘性土でなければならない。

とくに対象地層の水位が被圧あるいは低下している場合には注意すること。
 - ウ. 打ち込まれたパイプ内は泥水や土がつまっているので、これを清水で完全に洗浄する。さらにパイプ先端より 50 cmだけロッドクラウンにより掘削し孔内を十分洗浄する。
 - エ. パイプ内の水は採水装置で汲み上げ、パイプ内水位を低下させてから一定時間ごとに測定し、水位回復の過程を記録して水位が安定するまで続ける。(回復法)

観測孔は翌朝まで放置し、一定した水位が得られればその水位を地下水位とする。

次に、孔口まで清水で満たし、水位が低下する過程を記録する。(注水法)

なお、一定した水位が得られない場合は監督員と協議の上、測定を続けるものとする。
 - (4) 特にシールが困難な場合には二重ケーシングか、その他の手段によるパッキングに留意する必要がある。

・間隙水圧又は間隙水頭圧を測定する場合においては現場調査が終了するまで毎日作業前にその水頭を測定し記録する。

(3. 3. 3) 地下水の調査は次による。

- ・地下水頭の変化及び不透水層の地層を考慮して、それが自由水であるか、被圧地下水又は 宙水であるかを判別する。
- ・工事用水として使用する水の水質試験の方法及び判定基準については、JIS K 0101 (工業用水試験方法) による。

(3. 4. 2) CBR 試験

(3. 4. 3) 試験の種類 締め固めた土の CBR 試験 乱さない土の CBR 試験

箇所数: 箇所、深さ: , m

位置: 調査位置 図による。

(3. 5. 2) 自然湧出ガス調査

地表調査: 箇所

地中調査: 箇所、深さ: , m

位置: 調査位置 図による。

地表調査の方法は次による。

地表に自然湧出する可燃性天然ガス (特にメタンガス) の調査は図示の地点をボーリングバー等で地表面を 1m程度削孔し、可燃性ガス検知器で濃度を確認する。

地中調査の方法は次による。

1. 測定孔の設置

地中調査は図面記載の深度で、かつ、可燃性天然ガスの滞留する可能性のある地層まで、ボーリングを行った後、ストレーナー（ストレーナー区間長 L=10m程度、表面積の 3～5%程度の開口率を有する。）加工したガス管（肉厚 3.8 mm、内径 53 mm）を設置し、清水で孔内洗浄し、かつ、孔内の泥水を清水におきかえる。

2. 測定及び試料採取

(1) 設置したガス管の上部にケーシング及びバルブを取り付け、孔内の圧力を測定し、圧力がある場合はガス量も測定する。測定は以下の計測器などを用いて行う。

圧力測定：・ブルドン管式圧力計

・マノメーター

流量測定：・気泡型流量計

・水置換法

・乾式、湿式ガスメーター

・オリフィスマーター

(2) 原位置におけるガス濃度は、ボーリング孔口又は地下水面上において、湧出するガスをポータブル濃度計測器を用いて測定する。（可燃性ガス、窒素、酸素、硫化水素等）

(3) (1)の測定結果、湧出ガス圧及び量が少ない時はバルブを密閉し1日放置した後、水置換法、真空ポンプ等で採取容器に採取する。

3. 分析方法

採取した試料は次のいずれかの方法により分析する。また、地下水については溶存ガスを分離しガス分析を行う。

(1) 質量分析法

(2) ガスクロマトグラフ法

4. 分析ガスの種類

メタン、窒素、二酸化炭素、酸素等を分析し濃度を測定する。

(3. 5. 5) 試料の分析の機関は次による。

- ・国際石油開発帝石(株) 技術研究所
- ・石油資源開発(株) 技術研究所
- ・太陽日酸(株) 分析技術センター（窓口：関東支社）
- ・理工系大学
- ・化学物質評価研究機構

(3. 5. 6) 位置： 図による。

ボーリング径： mm

標準貫入試験： 有、 無

地中調査は危険のないように仮囲い等で周囲を保護するとともに、ガスの突然の噴出に備えて噴出防止装置を設置する。

調査完了後は監督員の指示により危険のないように埋戻しを行うこと。

(3. 6) 常時微動測定

箇所数： 箇所、深さ： m

位置： 図による。

実施計画書を 作成する。 作成しない。

- 方法等は次による。

- 弾性波測定検層

箇所数：

箇所、深さ：

,

m

位置：

調査位置

図による。

実施計画書を

作成する。

作成しない。

- 方法等は次による。

- 仕様書 1. 2. 5 残存基礎 の調査を次により行う。

箇所数：10

1箇所当たり(1m×1m×1m)程度の掘削を行い、
調査後すみやかに埋戻す。

- 次により、調査図を提出する。

伏図(縮尺：1/250)

詳細図(縮尺：1/30)

4 その他

※担当監督員にて、チェック項目等内容の確認を行うこと。

アスベスト調査委託特記仕様書

1 特記仕様書の適用

本アスベスト調査委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）で、□印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。また、特記仕様書に記載されていない事項は、「設計業務委託仕様書」等による。

1. 1 件 名 区立板橋第五中学校改築基本設計及び実施設計業務委託

1. 2 委託場所 板橋区板橋四丁目4.9番3号

1. 3 契約期間 契約確定の日の翌日から、令和11年3月15日まで

1. 4 委託業務内容

調査の概要

敷地面積 : 11,529.09㎡

構造・規模 : RC造、地上4階

延床面積 : 約5,708㎡

告示第15号の建築物の種類(七型 第一類 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等)

2 業務の内容

2. 1 調査業務の範囲

調査業務の範囲は、次のとおりとする。

一次スクリーニング（資料調査）

二次スクリーニング（目視調査）

サンプル採取

分析調査（定性）

分析調査（定量）

浮遊石綿濃度測定

報告書作成

調査部位

吹付材、内装材、外装材等 (レベル1 レベル2 レベル3)

..... (レベル1 レベル2 レベル3)

..... (レベル1 レベル2 レベル3)

2. 2 調査業務の内容

前記の調査業務の範囲の業務内容は、以下のとおりである。

(1) 一次スクリーニング（資料調査）

この調査は吹付け石綿及び石綿を含む建設材料（以下「石綿含有材料」という。）を使用する建築物その他施設の、アスベスト含有分析調査をする場合に適用する。石綿

含有材料は、すべての種類の石綿及びそれらをその重量の 0.1%を超えて含有する物をいう。石綿含有材料の種類は、①吹付材、②耐火被覆材、断熱材、保温材、③成形版等で「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」(環境局)による。次の URL で最新版を参照すること。

東京都環境局 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/manuals

建築年次、構造、既存の設計図等により、アスベストの「使用の有無」について調査し、使用状況(材料の種類並びに使用の箇所及び規模をいう。以下同じ。)を記録すること。

石綿含有材料の特定については、「目で見えるアスベスト建材(第2版)国土交通省」及び「石綿含有建材データベース」などを参考に判断すること。

(2) 二次スクリーニング(目視調査)

調査対象である建築物その他の施設等において、現場目視により、アスベストの「使用の有無」について調査し、使用状況(材料の種類並びに使用の箇所及び規模をいう。以下同じ。)を記録すること。

(3) サンプル採取

石綿含有保温材等の試料採取は1検体につき原則3箇所から行う。点検口のある場合は、点検口から石綿含有保温材等の有無を確認し、点検口が無い場合は、室の用途、工区等を考慮し必要に応じて天井面に開口を設け確認する。なお、サンプル採取の際には、粉じんが飛散しないよう配慮して行い、その後適切に補修を行うなど必要な措置を講ずること。

(4) 分析調査(定性)

JISA 1481-1、1481-2に基づく分析方法によりクリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライトを含む全ての種類の石綿について、調査し、記録する。

(5) 分析調査(定量)

JISA 1481-3に基づく分析方法によりクリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライトを含む全ての種類の石綿について、調査し、記録する。

(6) 浮遊石綿濃度測定

アスベスト含有率が0.1%を超える石綿含有保温材等を有する室があった場合、監督員に速やかに報告すると共に、協議のうえ当該室内の浮遊石綿濃度測定を行う。

(7) 報告書作成

調査方法、含有が確認された部分の状況写真、調査を行った施設・部位毎の結果(天井の状態、点検口、穴あけの有無、石綿含有材料の有無、浮遊石綿濃度測定結果、損傷状況、石綿含有の可能性のある成形板の使用の有無など)精度管理状況等を図面・表に取りまとめること。その他、監督員の指示による。

また、2.2の調査を終了した日、調査の方法及び結果の報告書を提出し、監督員に説明を行うこと。その概要を「大気汚染防止法」第18条の17第4項及び「石綿障害予防規則」第3条に基づき、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示すること。

2. 3 調査業務の着手

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに調査業務に着手しなければならない。
- (2) 受託者は、調査業務の着手時に監督員の指示を受け、次に掲げる事項について、その内容を十分に把握しなければならない。
 - ア 調査業務の条件
 - イ 仕様書及び適用基準等
 - ウ 調査業務の範囲および内容

2. 4 業務の処理

- (1) 受託者は、監督員の指示に従い業務に必要な調査を行い、各基準等に基づいて資料及び報告書を作成する。
- (2) 現場調査等は、アスベストの分析等に必要な知識・経験を有するものが従事しなければならない。
- (3) 本調査は、設計図書に従い行うが、設計図書に明示されていない事項でも調査の性質上当然必要なものは、監督員の指示に従い調査すること。

2. 5 成果物等及び提出部数

業務成果物及び提出部数は以下による。

- ア アスベスト調査報告書 …………… 1部
- イ 同報告書の電子データ版（CD-R）…………… 1部

※電子データは、PDF、JWW-CAD、Excel等の汎用形式とすること。